

# 第4回座間味村議会定例会

第1日目

12月16日

## 令和7年第4回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 7 年 1 2 月 1 6 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和7年12月16日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	令和7年12月16日 午後4時40分 議長宣言		
出 席 議 員  ( 応 招 )	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	又 吉 文 江	6 番	宮 平 清 志
	2 番	西 田 吉 之 介	7 番	宮 平 喜 文
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 秀 克		
欠 席 議 員  ( 不 応 招 )	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	1 番	又 吉 文 江	2 番	西 田 吉 之 介
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	船 舶 ・ 観 光 課 長	仲 宗 根 寛
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	副 村 長	宮 平 真 由 美	教 育 課 長	糸 嶺 直 生
	教 育 長	垣 花 健	総 務 課 主 幹	玉 城 真 也
	総 務 課 長	松 田 力		
	住 民 課 長	石 川 聖 子		
	産 業 振 興 課 長	宮 平 明		

# 令和7年第4回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和7年12月16日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第41号～議案第52号まで）
7	議案第41号	専決処分の承認について（令和7年度座間味村一般会計補正予算（第5号））
8	議案第42号	専決処分の承認について（座間味村船舶事業条例の一部を改正する条例）
9	議案第43号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
10	議案第44号	座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
11	議案第45号	座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
12	議案第46号	座間味村辺地総合整備計画の変更協議について
13	議案第47号	令和7年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について
14	議案第48号	令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
15	議案第49号	令和7年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
16	議案第50号	令和7年度座間味村船舶事業会計補正予算（第3号）について
17	議案第51号	令和7年度座間味村簡易水道事業補正予算（第1号）について
18	議案第52号	令和7年度座間味村下水道事業補正予算（第1号）について
19		同意案件の説明（同意第1号）
20	同意第1号	座間味村教育委員会教育長の任命について

○ 議長（宮平喜文）

ただいまから令和7年第4回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 又吉文江議員及び2番 西田吉之介議員を指名します。

日程第2．会期の決定について議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日限りと決定いたしました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

令和7年9月19日～令和7年12月16日

9月29日	例月出納検査（29日～30日）
10月 6日	南部地区市町村議会議長会定例総会
10月 7日	沖縄県町村議会議長会定例総会
10月 8日	町村議会議員・事務局職員研修会（沖縄県町村議会議長会）
10月23日	例月出納検査（23日～24日）
10月27日	南部広域市町村圏事務組合議会定例会
10月28日	南部広域行政組合議会定例会
10月30日	第43回離島振興市町村議会議長全国大会（東京都）
11月 5日	沖縄県町村監査委員協議会研修会、臨時総会
〃	南部地区町村等監査委員協議会研修会
〃	行政懇談会（南部離島町村長議長連絡協議会）
11月 6日	町村議会事務局職員研修会
11月 7日	令和7年度南部地区市町村議会事務局職員研究会第2回研修会
11月12日	第69回町村議会議長全国大会（東京都）、南部地区市町村議会議長会行政視察（11月11日～11月13日）
11月21日	離島フェア（開会式）
11月25日	管内離島行政視察研修・臨時総会／座間味開催（南部離島町村長議長連絡協議会）
11月27日	例月出納検査（27日～28日）
〃	南部広域行政組合議会（臨時会）
〃	介護保険広域連合議会（臨時会）
12月 9日	全員協議会（12月定例会）
12月16日	第4回座間味村議会定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

#### ○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。師走の中、御参集いただきましてありがとうございました。それでは令和7年第4回座間味村議会12月定例会行政報告を行わせていただきます。

令和7年第3回座間味村議会定例会、これは令和7年9月17日に開会されましたが、以降の主な事項につきまして行政報告をいたしますが、内容につきましてはお手元にお配りしたとおりでございますので、お目通しをよろしくお願いいたします。議長、以上でございます。

### 行 政 報 告

令和7年12月16日

令和7年第3回座間味村議会定例会（令和7年9月19日）以降の主な事項について、行政報告をいたします。

令和7年	9月19日	満100歳祝対象者 表敬
	〃	沖縄県離島海運振興株式会社取締役会
	9月21日	U300来沖対応
	〃	りゅうとう定時株主総会
	〃	うみぶどう視察
	9月24日	那覇海上保安部長面談
	9月27日	阿嘉校運動会
	〃	座間味島まつり
	9月28日	伊江村民収容跡地感謝の訪問
10月	1日	サーラ孀恋村竣工式典
10月	2日	財務省主計官面談
	〃	那覇環境省所長面談
10月	6日	外務省沖縄事務所沖縄担当大使面談
	〃	南部市町村会総会
10月	14日	沖縄全国ふるさと会講演
10月	15日	全国離島振興協議会理事会・離島振興懇談会（17日まで）
10月	17日	国場幸之助衆議院議員表敬
10月	19日	当間とみ子カジマヤー祝い出席
10月	20日	OFG東京研修
10月	23日	沖縄の港湾を考える意見交換会
	〃	経済と暮らしを支える港づくり全国大会・要請活動
10月	24日	北星学園高校入村式
10月	27日	沖縄県観光振興課長面談
10月	28日	南部振興会 表彰選考審査委員会
	〃	南部振興会 理事会

10月28日	南部振興会市町村長協議会
10月29日	令和8年度離島振興関係予算要望
〃	令和8年度離島振興懇談会
10月30日	沖縄担当大臣 懇談会
11月 1日	座間味島ファン感謝月間
11月 4日	おきぎん経済研究所長面談
11月 5日	秘密保持の協力締結式
〃	南部市町村と選挙区選出県議会議員との行政懇談会
11月 6日	沖縄県離島振興協議会理事会
〃	沖縄県過疎地域振興協議会理事会
11月 7日	沖縄県町村会理事会
11月11日	南部広域行政組合理事会
11月12日	沖縄県離島振興協議会定期総会
〃	沖縄県過疎地域振興協議会定期総会
〃	沖縄県離島振興協議会・沖縄県過疎対策協議会合同研修会
11月13日	自治会館管理組合中間監査
〃	沖縄県町村会定期総会
11月18日	国立公園立地自治体協議会総会
11月19日	全国町村長大会
11月21日	離島フェア（23日まで）
11月25日	南部離島町村長議長連絡協議会（座間味視察）
11月27日	沖縄県市町村共済組合業務運営委員会
11月28日	U3000町村交流会（高知県）29日まで
12月 5日	みらいおきなわ面談
12月11日	沖縄県離島海運振興株式会社取締役会

○ 議長（宮平喜文）

これで行政報告は終わりました。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

おはようございます。本日よりよろしくお願いいたします。一般質問ですが、通告書どおり進めていきたいと思っております。

まず継続の質問になりますが、9月議会でも伺いましたヨット冬季合宿の施設利用料についての進捗を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

おはようございます。本日よりよろしくお願いいたします。お答えいたします。まず船舶運賃については、

フェリーの運賃を免除としております。続いて教育委員会管理の交流センターにつきましては減免としており、一般が1,250円、大学生・高校生は750円となっております。歴史文化センターにつきましては、1人1日600円となっているとのことです。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。前からこのヨットの合宿について、来ていただいて、この海、海峡を使ってトレーニングするということは大変いいことだと思います。ただ、だからといって、その施設料とかを向こうが求めるとおり全て減免とか免除というのはおかしいよねというところから話がスタートしていますが、これは実際この議会の場合だけで執行部と私と一般質問を進めていくのもいいんですけども、この合宿の主催メンバー、高知の方々と話合いの場合とか、今後、毎年毎年このヨットの合宿が来るのであれば、ある程度の意見交換会などをしたほうがいいのではと思います。なので、話合いの場合、意見交換会などを要望します。そういったことが可能なのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

西田議員から通告があった後に先方に確認したところ、可能ということでしたので、日時を調整次第、年内には行いたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。ぜひ日程調整をして、話合いをして、今後このヨットの合宿に来られる方々との交流だとか意見交換会でお互い、双方いい関係で進めていけたらと思いますので、ぜひよろしく願います。

次の質問に行きます。座間味村立学校適正規模・適正配置について。まず現状の進捗について伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

今日も一日よろしく願います。お答えします。令和2年2月に座間味村立学校適正規模審議会を実施しました。座間味村立学校適正規模・適正配置に関する基本方針を作成し、6月にパブリックコメントを実施した上、8月に基本方針を策定いたしました。10月には今後開催予定の住民説明会に向けた村民アンケートを実施し、集計をしたところであります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

その座間味村立学校適正規模・適正配置に関する基本方針というのが策定されたということで、ちょっとこの策定された基本方針について質問していきたいと思います。まず、この座間味村立学校適正規模・適正配置に関する基本方針2ページに策定の背景について書かれています。その中に児童生徒数においては減少傾向になると予測されますというふうに記載されていますが、この児童生徒数が減少傾向になる予測というのは、もう予測で捉える時期は既に過ぎており、喫緊の課題だと思えますが、この辺の見解ですね、実際そ

の辺の見解をまずは伺いたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。基本方針を策定するに当たっては、今後の児童生徒数を予測することは必要であると考えています。ただ、現状としましては、この予測をもって今後の議論を先延ばしすることなく、座間味村立学校の在り方について早急に検討をする必要があると認識しております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。本当に予測で捉える現状では今ないと思います。本当に喫緊の課題で進めないといけないと思います。この背景の中にはいろいろな理由が挙げられてはいるんですけども、物価高騰、または人件費の増加、あと学校職員の必要定員不足というのも挙げられています。ですが、それらは適正規模・適正配置における一つの要因に過ぎないと思います。この座間味村立学校適正規模・適正配置についてですけども、現状の本質の課題、一番のコアな部分は何だと考えられますか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。本質の課題は、児童生徒数が減少傾向にあるということを考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

そうだと思います。生徒数がまずは減少傾向にある、これが一番の本質の課題だと私も認識しております。もう一つ、ということは適正規模・適正配置における、座間味村では座間味校、阿嘉校、慶留間校がありますが、それぞれの本質の課題というのをどう捉えているか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。先ほども本質の課題は児童生徒数の減少ということでお答えしましたが、この件に関しても減少傾向にあるということでお答えしております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

各学校において、やはり減少というのが一番の課題ということですよ。私もそういうふうに思います。基本方針の策定に当たってですけども、この基本方針を策定する上で、本村の最上位計画である第5次座間味村総合計画との整合性を図りながら策定されましたというふうに記載があります。その第5次座間味村総合計画というのを見ますと、総合計画の30ページに「島ぬ宝！子どものやさしい地域づくり」というタイトルで、これからの子供たちにおける取組、総合計画が記載されております。その中に現状と課題がありますので少し読みます。生産年齢人口の減少に伴い、急速な少子化が進み、本村の年少人口は今後も減少することが予想されます。子供が島の宝であり、子供や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応しな

がら、次世代を担う子供たちの健やかな成長を支え、子供の笑顔を絶やさない村を目指します。一方で、移住者による転入が多く、特に20代前半の転入が多くなっています。アンケート調査では、定住促進に向けた取組の重要度が約90%となっており、重点的に取り組むことが求められています。今後も座間味村の魅力を発信し、座間味ファンを増やすことで、交流から定住につなげていくことが必要ですというふうに総合計画ではうたわれています。質問いたします。この現状と課題にある定住促進に向けた取組について、それぞれ座間味島、阿嘉島、慶留間島でこれまで何を行ってきたかを伺いたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

おはようございます。今日一日よろしくお願ひします。お答えします。定住促進に向けた取組として住宅整備の観点から御説明しますと、令和に入ってから座間味島に6戸、定住促進住宅、令和2年度に完成です。阿嘉島に6戸、定住促進住宅、令和3年に完成。座間味島に12戸の官民連携住宅、これは令和6年度完成。合計24戸を建設してまいりました。これらの取組は本村での定住を促進することと、島内における住環境の充実を図ることを目的に実施してきたものでございます。今後も引き続き各島の現状を丁寧に把握するとともに、新たな住宅建設のみならず空き家の利活用も含め、住民の皆様が安心して暮らせる環境を提供し、島の人口推移及び活性化につながる基盤整備をしていきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。これまでの質問で学校の本質の課題は生徒数の減ということで、それについてこれまで何をされてきたのかというところで、住宅整備を座間味で6戸、阿嘉で6戸、また座間味のほうで12戸、計24戸やってきたということですが、その総合計画の中で基本方針にあります受入れ体制の強化というところも文言がございます。ちょっと読みますが、繁忙期である夏場、夏季を中心とした保育ニーズなど、座間味村ならではの希望に沿った子育て環境を村一体で整備し、座間味村を子育ての場に選んでもらう地域づくりを目指します。子育て世代等の移住・定住を促進するために、座間味村に関わりのある方との関係性を強化し、関係人口の増大を図ります。さらに、座間味村の個性や文化を理解・尊重する移住者を増加・定住させるため、座間味村特有の取組や魅力を発信するとともに、受入れ体制を強化しますというふうにうたわれておりますが、この受入れ体制の強化について、それぞれ座間味島、阿嘉島、慶留間島で何を行ってきたか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には今、本村におきましては、受入れ体制と言いますが逆に来たい方が多くて、とてもありがたい村となっております。その中で座間味村の総合計画を基に、また下位の様々な計画がありますので、そこに細かい詳細が載っていますので、例えば今の受入れ体制の中でも子育てとか、それ以外にも産業のとか、そういうものに関しては個別の策定がありますので、この総合計画の中では最上位ではありますが、その個別についてはおのおの課がしっかりした計画を立てていると思いますので、そこはそこで御確認していただけたらと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。総合計画のほうから適正規模・適正配置に関する基本方針のほうに戻ります。基本方針の3ページのほうから座間味村の教育大綱における位置づけということで、様々な施策の展開というものが（1）から（4）にわたって、約3ページにわたって書かれています。ちょっと根本的な質問に戻りますが、これらの展開を学ぶ、または行う主役は子供たちで間違いないですか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。御指摘のとおり主役は子供たちとなっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。やはり教育における主役は子供たちであり、その子供たちが今座間味島、阿嘉島、慶留間島、この3校でそれぞれ減少傾向にあるというのも分かっているわけですね。それにおいて村として定住促進などの整備を図ってきたということなんですが、またそれぞれ阿嘉、慶留間、座間味で細かく言うと、それぞれできている部分とできていない部分もあると思います。もちろん課題もたくさん出てくると思います。今の現状で言うと座間味島の子供の数、座間味校のほうが多くて、阿嘉・慶留間のほうは目を向けると本当に喫緊の課題になるぐらい減少傾向が続いております。基本方針の7ページのほうにグラフがありまして、人口、生徒数の減少というものも掲載されております。質問いたします。児童生徒数の推移により減少傾向にある児童生徒数について、教育委員会としては人口を増、要は子育て世代を増やすことについての議論はこれまでに行われてこなかったのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。教育委員会としましては、児童生徒における減少についての議論等は行っておりませんでした。

○ 議長（宮平喜文）

垣花 健教育長。

○ 教育長（垣花 健）

一日よろしくお願ひします。ちょっと私のほうから補足をさせていただきますが、議論はしていないとお答えしたんですけれども、これは児童生徒の減少に特化した議論をしていないという意味です。毎月定例の教育委員会会議、学校の校長先生たちとの校務研と、あと村長部局との総合教育会議においては、児童生徒のこれからの推移であるとか、来年の入学生はどれぐらいいるのかとかという情報の共有はしております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように毎月の会議等での情報共有は行っているということで、ただ、今までの質問を通してやはり課題は明確であり、それに対して教育委員会でどうやったら子育て世代を増やせるのかという議論は行われていないということで、そういった議論がやはり教育委員会としても必要なのではとも思います。また、その議論した内容を基に、人口増に向けた子育て世代を増やす

ための施策、政策についてを村長部局、執行部のほうに提案というのが必要だと思いますが、そういった提案というのは教育委員会のほうからはできないのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

垣花 健教育長。

○ 教育長（垣花 健）

それは総合教育会議を通してできると思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。ぜひ課題は明確であるのであれば、確かにこの立てつけと伺いますか、それぞれの部署の役割があると思いますが、そこを取っ払ってでも横のつながりでしっかり議論をしていかないと、やはりこの適正規模・適正配置における課題というものが、なかなか根本的な解決につながるとは思えないんですね。ただただ学校を適正規模・適正配置したとて、それはその場しのぎの対処にしかならないと思います。やはり根本的には子育て世代を定住させる、誘致させる取組が根本的に必要になると思います。そういった背景も踏まえて、もう一度伺います。学校運営を行う上で、各学校の現在の生徒数についてどう思うか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。学校運営を行う上での児童生徒数については、一概に判断できるものではないと思います。立地や教育環境等を総合的に勘案すべきであると考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

一概に判断できないと、確かに広く、大きく答えるとそういう答えになると思います。あえてそこを切り込んでいきたいと思いますが、それぞれ各学校、座間味校、阿嘉校、慶留間校においての生徒数、理想がどれぐらいなのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。座間味村教育大綱に記載してあります島それぞれの特性を生かした教育活動を家庭・地域・学校・行政が一体となって、児童生徒に勉強や本村でしか学べない体験等を推進することが理想であると考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

生徒数について、各学校でどれぐらいが生徒数の規模としてふさわしいかという理想はないんですか。

○ 議長（宮平喜文）

垣花 健教育長。

○ 教育長（垣花 健）

人数が何名ということはなかなか申し上げられないんですけれども、せめて複式ではない形の教育を受けさせたいなど、それが理想かなと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

主体的な回答は教育委員会だと思いますが、この教育大綱、あるいは総合教育会議というのは私のほうで主催をするということが法律で決まっております、こういった大綱につきましても村長部局で提案をさせていただき、教育委員会、教育委員の皆様にご賛同いただいた形で行っているということで、一言だけ申し述べさせていただきます。質問の趣旨は学校がどうあるのが理想か、あるいは適正なといえますか、理想的な人数はどのくらいの話でよろしかったですか。そこに関しましては、その地域性があるんじゃないかということが教育委員会から示されておりますが、まさしくそのとおりであるというふうなことはありますけれども、その前提といたしましては、少ないよりは多いほうが良いというのは理想としてあるかと思いません。それは少なくとも複式学級になることで学校の先生が少なくなるとか、そういった意味での都市部といえますか、学校の子供たちが多いところに比べますと教育の格差が出るということは確実に言っております。そういったことからしますと学校運営はさておき、子供たちの教育環境ということで考えますと非常に厳しくなってくるので、そういった意味での理想は、少ないよりは多いほうが良いというのは漠然と答えられると思いますが、先ほど教育委員会から話がありましたとおり座間味村の特殊性、それは離島である、あるいは離島が複数ある。そういったことも勘案した上で、いろんなことを考えていかなければいけないと思っておりますので、それぞれの学校、あるいは座間味村全体で児童生徒数は何人が適正かというのは、なかなか申し上げられないところだと思っております。そういった形で曖昧な表現になることはぜひとも御承知おきいただいて、その基本的な考え方をぜひ共有させていただければありがたいというふうに思っておりますので、基本的には少ないよりはある程度の人数、このある程度というところがまたなかなかお示しができないところは大変申し訳ない、恐縮でございますが、そこは御理解いただきたいと。その件に関しましては教育委員会と村長部局で考え方を一つにしているというふうに考えておりますので、補足をさせていただきました。以上でございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

確かに明確な数字を上げると、またそれに伴ういろんな質問だとか、いろんな意見が生まれてしまいますので、そこは曖昧になるのも分かるんですけれども、ただ、これまでの私の一般質問をスタートして、減少傾向になっているのが明確で、子供たちが中心の学校教育現場、その主役が少なくなってきている中で、やはり目標として、座間味村として学校運営をどうしていくかという議論は避けては通れないと思います。あえてこの一般質問でこういう話をするのも、教育委員会だけで考えてもらう問題でもないですし、これは村長部局だけで考える問題でもないです。かと言って、これは議会だけで、この場の話で終わる問題でもないです。それぞれの座間味校、阿嘉校、慶留間校、それぞれの地域、座間味村には5区ありますけれども、それぞれの区で学校というものの在り方、今後の人口減少、生徒数が少なくなっていく中で、どういう形で学校というものが存続されていくか。沖縄県内でも、生徒数が少ないがゆえに廃校になっていく学校もあります。そういうところの話を聞くと、学校がない、地域のコミュニティーがない。だから子育て世代はもうそこには住まないというところで、その地域が寂れていくという実情もあります。そういったものを我々は対岸の火事ではなく、本当に自分事として捉えていかないと、当たり前のように学校が運営されているとい

うのも、もうそうじゃないよというのも議論する段階に来ていると思います。何ならちょっと遅いぐらいだとも思います。各学校どうあるのかが理想ということで、教育長のほうから複式ではない人数があれば、それはそれで一番分かりやすい人数になると思います。では、その複式ではない人数にするために必要な対策というものを持っているのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。現在のところ教育委員会等では対策等は考えておりません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

単純に対策はないと言っちゃいましたが、教育基本方針の10ページに学校規模に関する現状と課題がうたわれています。その中で学校規模に関する現状と課題において、生徒数が少ないがゆえに複式学級になっている現状が語られています。その末尾のほうに、子供たちのよりよい学習環境の確保へ取組を進めてきたところではありますが、多くの課題が残っていますというふうに最後つぶられているんですが、この多くの課題というのは単純に児童生徒数が増えれば、その課題解決につながりますか、伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。現在の課題については、児童生徒数のみに起因するものではないため、全ての課題が解決するわけではありませんが、現状より少しでもよりよい学習環境を整備する必要があると考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ということは、やはり生徒数が増えれば、それに関しての課題解決にはつながるということですか。生徒数が増えることで解決される課題もあるということで認識していいですか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

そのとおりです。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。その次、11ページなんですけれども、学校適正規模の実現に向けた方策ということで、学校規模の適正化を図る手法に、地域住民の十分な理解と協力の下、丁寧な議論を行うこととされていますという記載がありますが、これまで地域住民との議論の場が開かれていないと思いますが、これまでそういった子供の数が少ない問題からスタートして、地域住民の十分な理解と協力の下での議論の場というものが開催されなかったのはなぜなのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。まずは議論の土台となる基本方針の策定に時間を要したこと。また、基本方針にお示しをさせていただいている適正配置に係る方策の進め方について、村民の皆様へのアンケート実施や他市町村等の事例調査等、村民の皆様に議論していただくための具体的にお伝えする準備を進めてまいりました。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。ということは、その準備が進めば地域住民の十分な理解と協力が得られるような議論の場が開催されるということで認識してよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

はい、そのとおりです。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。12ページのほうに、学校編成において学校規模の適正化は急務となっておりますというスタートから始まるんですが、やはり基本方針を策定する上で学校規模の適正化が急務だよねという認識は策定する上で十分に承知されていると思います。その次の13ページにはフローチャートが掲載されていて、このフローチャートで行きますと、年度ごとのフローチャートにも次年度の令和8年度には適正規模・適正配置の実施とありますが、もう今、令和7年度の年末です。地域住民の十分な理解と協力を得るために必要な時間、どれぐらいの時間をかけて地域住民との話し合いを進めていくのか。どう考えているのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。基本方針にお示しさせていただいているフローチャートの記載の年度に関しては、あくまでも予定であります。喫緊の課題であります、スケジュールありきで進めるべきではないと認識をしております。その上で他市町村等の事例等も勘案し、実施につきましては、みなし期間を含め、令和10年度をめどに考えておりますが、人数、子供たちの動向によって早くなったり遅くなったり、いろいろとあると考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

基本方針のほうには適正化は急務となっておりますという文言もあり、その実情も分かってはいるはずで、このフローチャートもあくまでも予定ということで、それに対して私はすぐにでもそういった話し合いの場が必要だと思います。準備が済んでからでは、十分な議論の時間がないまま決断を下さないといけないのが早くなくても困りますし、こういった難しい案件というのはやはり時間をかけて議論をしていかないとはいけません。地域住民の方、それぞれ皆さんいろんな意見を持っています。そういった意見を吸い上げて、どういうふうに持っていくか。それぞれ座間味は座間味、阿嘉は阿嘉、慶留間は慶留間で考え方が違

うと思います。そういった議論を教育委員会が中心になって学校適正規模方針をつくっているわけですから、責任があると思います。こういったのをやはり早くやったほうがいいよということでも、なかなかこれまでそういった話し合いの場がなかったです。私のほうが学校の未来を考える会というものを企画し、阿嘉島は阿嘉で、慶留間は慶留間で、それぞれワークショップ、グループワーク的なものを行いました。そのときに、こういった会を開きますと、行いますと。主催を教育委員会のほうにしてはどうかと提案しましたが、教育委員会のほうにそれを断られました。話し合いの場合がやはり必要なのに、この学校の未来を考える会の企画に対して断った理由は何でしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。地域住民で学校の未来を考える会を立ち上げて、いろいろな意見を話し合う場を設けるといってお聞きしました。地域の学校を地域住民でどのようにしたいか、子供たちの学校について、まずは住民同士での話し合いをしていただいて、いろいろな考え方、意見が出ると考え、今回は住民主体のワークショップを拝見させていただきました。今後は地域住民のアンケートや意見、考え方等を参考に、どのように住民説明会を行うか資料等を収集し、今後の住民説明会に向けて対応していきます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。やはりこの企画をした者としては、教育委員会に入っていて話し合いを進めたほうが、より具体的に真剣味を帯びるのかなと思ったんですけども、地域の方で考えていただいたほうがいいということで、それもそれで確かに理解はできますが、やはり時間がない中で、一日でも早くそういった話し合いの場が開かれるべきだと思いますので、この会を開催しました。このグループワークは、大体適正規模・適正配置における賛成・反対、またどちらでもないというグループに分かれていただいて、それぞれの理由というのを意見を出し合ってもらって、グループで発表して、それぞれの意見を聞くというグループワークにしました。そこで出てきたグループワークの議事録だとかアンケート、また意見や感想などは教育委員会のほうで確認はされていますでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。議事録等につきましては、教育委員会事務局及び村長、副村長、総務課長においても共有しております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。かなりストレートな意見が多くて、参加された方々も賛成の意見、反対の意見、どちらでもない意見を聞くことで、できることがまずはあるよねと。適正配置・適正規模も子供のことを考えると、やはり一日でも早く同級生が多いクラスに子供たちが行くということが望ましい。だけれども、その適正規模・適正配置をする前に、まずもっとできることがあるよね。例えば島の空き家を活用する取組というのがどこまで進んでいるのか。そういった実情を島の空き家の主たちは知っているのか。もっともっと議論ができて、一件でも多く貸してくれる家が出てくれば、適正配置・適正規模を行いながらも、人口増に

向けた取組もできるよね。そういったものも行わない中で、いきなりそういった適正配置の話が進んでも、そこはいかがなものかという意見も多くありました。質問をいたします。教育委員会主催の話合い、意見交換会、またはワークショップの開催はいつ頃を予定しているか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。現在実施に向けて資料等の準備を進めておりますので、今年度中には開催したいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

資料等を作って今年度中ということで、このワークショップ、私が行ったのは意見交換会、学校の未来を考える会ということでグループワークにしました。意見交換会とかを開く際にはぜひグループワーク、ワークショップ形式で行っていただきたいと思います。というのも、どうしてもこれまでの総会の後の役場、村長をはじめ各課長たちに来ていただいている地域住民との意見交換会とか、そういう向かい合っただけの話合いだと、なかなか建設的な話ができないというのがあります。特にそういった場では声の大きい人の意見ばかりが目立っていて、本当は意見を言いたいのだけれども言えないという方もいます。なので、かなりシビアな学校問題についてはいろんな方の意見を吸い上げて、他の人の意見に耳を傾ける上でもワークショップ的な方針、やり方で意見交換会、住民説明会というのをやったほうが建設的な話ができるし、意見のまとめもしやすいです。でもそこには、その会をきれいに引っ張っていくファシリテーター、コーディネーターが必要にはなってきますけれども、しっかりとどういった議論で、どういった着地点を目指していくのかということでも見据えて、しっかりと意見を出せる場を行ってほしいと思います。

次の質問に行きますが、行政の執行部と村長部局と教育委員会との間で、これからでもいいですし、これまででもいいですし、特に子育て世代をどうやって増やしていこうかということについて、これまで話をされてきたのか。もしされてきていないのであれば、今後その垣根を超えてどうしていくかという話合いが可能なのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。先ほど教育長からもありましたとおり年に2回、座間味村総合教育会議の中において、学校の現状について会議を行っております。具体的に児童生徒増についての話合い等は行っておりませんが、今後いろいろな形で児童数の増加とかということを検討していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的に今教育課長が申し上げましたとおり村長部局、村長をはじめ教育長と対面しながらそういった議論は行っておりませんが、今実際、第5次総合計画に基づいて、またその下に今現在、人口ビジョン、また総合戦略というものも策定している中で、まだ審議会にはお示ししていないんですが、そこでの中で策定委員会におきましては課長クラス含めて補佐クラス、そういった中で様々な意見、教育委員会部局も含めて行っております。その中で実際の人口の現状なんですけれども、座間味島、阿嘉島、慶留間島の人口について

て令和元年と令和6年を比較しますと、座間味島は8名増加の601名、阿嘉島は27名減少の236名、慶留間島では17名減少の47名となっており、阿嘉・慶留間島での人口減少をどのように歯止めをかけるかという課題はお互い認識しているところでありまして、その中でもやはり人口ビジョン、総合戦略の中でも座間味島におきましては、ほぼほぼ人口は変わらない。阿嘉島のほうはやはり人口減少が大きいですので、その影響で子育て世代がいなく、児童生徒数も少ないというのは認識していますので、またそこは村長と教育長と直接的な話はしていませんが、今その中で総合戦略、人口推計ビジョンを確認しながら重点的課題をそこに置いていけたらなという、まだこれも審議会でお示しはしていないところではありますが、その職員同士の中で、今審議会は終わっていますので村長、教育長には上げていませんが、そういうところは認識しておりますので、村長部局と教育委員会部局との直接的な話し合いはまだないんですけども、その策定委員の中に教育委員会の委員もいますので、その中では今認識して、今後の審議会に上げていって、そういった課題を取り上げていけたらなと思っております。

### ○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

### ○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。やはり総合戦略が計画として、それ中心にどういった施策展開につながるかと思っておりますので、しっかりそこでの議論も、また具体的にどうしていくかというところまで数字も含めて入れていけたらと思えますし、またそれをしっかりと地域住民にどう伝えるかが課題だと思います。いろんなそういった総合計画もろもろ、いい言葉で、ぼんやりとした言葉で表現される部分も多いです。要は言い切ってしまったら、できていないときに、言い方は悪いですけども、どうなっているのと、何してきたのと言われるのも行政側が言われて、「いや、動いているけれども、なかなかうまくいかないだよ」と言っても、「書いてあるとおりにやれよ」といった水かけ論争になりかねないので、恐らくあまり具体的な数字、具体的な言い方というのは難しいとは思いますが、やはりそこは座間味村において基本計画で示す部分もあるとは思いますが、その課題を、今の実情はこうなんだよ、何もしなければこうなるよというのを地域住民に考えてもらわないといけないというのがあると思います。私たちだけで考えても、ある程度しょうがないと言えしょうがないんですよ。じゃあお金がたくさんあれば、すぐ村営住宅を造って、人を誘致してとできますけれども、なかなかそういうのも難しい。土地も少ない中で、じゃあ課題として何ができるのといったときに、やはり空き家の活用だとかが出てきます。でも空き家の活用って本来は教育委員会の管轄でもないですし、本来は村長部局、役場の仕事でもないと思います。その家の持ち主が考えることであって、ただ、実情を考えると、そういった空き家をしっかり使う上では学校問題を中心に住むところ問題、仕事の問題も含め全部つながっていますので、何でもかんでも役場、教育委員会がやればいいではなくて、いや、これは皆さんの課題なんですよというのを考えてもらわないといけないと思います。しっかりとそういう場を開く上でも、やはりグループワークによって、その責任が実は自分たちのところにあるよねというのを認識させていかないといけない、気づいてもらわないといけないというふうに強く思います。なので、ぜひそういう総合計画の策定とか、次の今後向こうどうするという計画でしっかりとロードマップをつくるのはもちろんですけども、それをしっかりと地域住民との対話の中で周知していく、理解していってもらって、共にどうやったらそのゴールに向けていけるかというふうにそれぞれ主役になってもらわないと、何でもかんでも議員が、村長部局が、教育委員会がでは解決できないので、そこはしっかりと我々も考えて、地域の人を巻き込んでいきたいと思っておりますので、ぜひ力を貸していただけたらと思います。

最後にですが、阿嘉のほうに新たな住居施設の建設の話が今年の阿嘉区の総会の後かな、意見交換会で出ました。それについての進捗について伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

本日も一日よろしくお願ひします。阿嘉区の住宅についてお答えいたします。今検討しているのは、新しい郵便局の隣の村有地に基本的な検討を行っている段階でございます。現在、あの土地の大きさにどれぐらいの住宅が建てられるかという検討を行っております。2DKぐらいの面積、50平米ぐらいですね。そのアパートだと、駐車場込みで1階だと4戸、4世帯分です。その2階建てですので8世帯、駐車場込みで造れることは確認できておりますが、今後は住民のニーズの確認とか、村の住宅施策、空き家等との施策の兼ね合いもあります。その辺の基本的な考え方を取りまとめて、早急に事業着手できるように努めてまいります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。ニーズの確認等もろもろ、恐らくこういった住宅問題は教育委員会が今後やる意見交換会の場でも吸い上げることが可能だと思いますので、ぜひ連携して、その課題についてどれぐらいのニーズがあるのか、こういったものを求められているのかというのをしっかりと検討していただきたいと思います。まだできることはありますし、我々もまだまだ動きが足りないなというふうにも思います。その課題を一緒に解決する上でもぜひ連絡を密に取って、建設的な話し合いがしっかりと各区ごとにできるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上で私の一般質問終わります。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

非常に有意義な議論をありがとうございました。子供たちの学校の問題から少子化といいますか、学校の存廃、それから座間味村全体の総合計画、人口増加計画についての議論、非常にありがたく拝聴させていただいております。座間味村は国税調査の話で行きますと、2005年が1,077名、その5年後の2010年が939名、2015年870名、2020年、前回ですね、892名、そして今回が830名と、過去20年間にわたって、今最低の数字を記録するような状況になってきております。そういう中でも、ほかの自治体と比べてどうだという話ばかりではいけないと思うのですが、前回までは何とかこの人口を保っていたというのが実情だと思います。それからさらに、総務課長からも答弁がございましたとおり直近の国税調査、あるいは今考えている人口増加計画の中で言いますと、座間味島においては何とか横ばいから多少上向している状況で、阿嘉・慶留間においては減少率が非常に大きい。さらにそもそも座間味よりは人口が少ないものから、やはりその分母が小さい分、1人にかかるパーセンテージが大きいものから、人口の減少率としては非常に大きくなっているというのが現状でございます。これまで村長に就任をさせていただいて4期、5期目に入っているわけですが、私の基本的な施策といたしましては、やはり強い産業をしっかりと根づかすこと。それをやることで、これまでになかった産業が生まれてくるんじゃないかなというのが一つの考え方でございます。西田議員におかれましては農業のほうでしっかりと、また新たな開拓をしているところでございますけれども、まさしく観光客が来るので、そのお土産、あるいは特産品を作りたいというふうな思っことからの話であったと聞いておりますが、そういった気持ちをつくっていくことはとても大切だと思っておりますので、やはり私たちが一番強い観光をしっかりと伸ばすことで、観光客が来ることで飲食店を私もしたいなとか、宿を造りたいなとか、あるいは特産品、お土産が少ないので一次産業を頑

張りたい、二次産業を頑張りたいなという、そういう意欲をかき立てるような施策をしていくことはとても重要だと思っております、そこに注力をさせていただいたところです。併せて、こういった場所ですから宅地が少なく、建てようにも建築コストが高いということで、産業の振興と併せて住宅建設、これがまさしく私たち座間味村の人口増加計画の両輪であったというふうにこれまで考えてきました。そういう状況の中で、前回の国調までは何とかその考え方の下にうまくいっていたところなんですが、島ごとで言いますと阿嘉・慶留間の人口減少が非常に激しいという状況は私も認識をしておりますので、5期目の選挙の中の公約の中でも、特に阿嘉と慶留間島地区におきましては、人口に対してしっかりと対応していきたいという発言をさせていただく中で阿嘉島での住宅整備、そして陸上養殖をしたいというような公約も掲げさせていただいております。こういったことをやることで人口増加計画に、あるいは学校の維持に努めていけるように頑張っていきたいというふうに考えているところですので、引き続き議員の皆様方の御支援、叱咤激励もお願いをしたいというふうに思っているところです。特に阿嘉島、慶留間島につきましては、本当に喫緊の課題であるというふうに考えておりますので、これは先ほどから話があるように行政だけでもできません。議会だけでもできません。まさしく地域と包めて三位一体で頑張っていけないとどうにもならないことでございますので、まずそこをしっかりとやっていくことが私も大切だと思っております。ぜひ議会の皆様方、そして地域の皆様方のお力添えをいただきながら、この人口問題、あるいは学校の存廃問題について、しっかりと頑張っていきたいというふうに思っておりますので、引き続き御協力をよろしく願いをして、また私からの総括的な御回答とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

これにて2番 西田吉之介議員の一般質問を終わらせていただきます。

引き続き、1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。大丈夫ですか。トイレ休憩いいですか。ちょっと心配していますけれども、1時間ぐらいかかります。よろしくお願いいたします。もし途中で何かあったら言ってください。まず通告書どおり行きましょう。

まず水問題の質問です。11月27日、座間味島にて濁り水供給の件でお伺いいたします。12月11日、2週間後でしたが、ホームページで検査の結果と報告がありました。住民の命に関わる水の問題です。そこでの報告書に基づいて質問をさせていただきます。その前に確認なのですが、現在水道事業者は座間味村であるとの認識でよろしいでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

はい、そのとおりでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

それでは、この報告書について伺います。8時半に教育委員会より給食センターでの水の濁りがあるとの報告。そして12時10分に現在調査中、飲料水での使用を控える旨の放送がありました。この放送も全く聞こえなくて、音が割れてひどいものだったので、皆さん繰り返しの0120で聞いています。この3時間半余りに一般住民は、この濁り水を飲んだり、料理に使ったり、乳幼児に与えていました。なぜ住民の命に

関わる水なのに、いち早く発覚した時点で使用をとりあえず控えるような放送が必要だったと思いますが、3時間半余り住民には周知はなかったということですが、それについてどうだったのか、お聞きします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

12月11日に詳細な結果をホームページ等で発表している中での今の御指摘だと思います。8時30分、教育委員会より給食センターに濁りがあるという報告。その後9時20分、座間味浄水場にて濁りを確認、その時点で本来は濁りが確認できた、例えば最初の8時30分の給食センターで濁りを確認というところでは、それが全体に行き渡っているかどうかの確認ができておりません。給食センターのみなのか、座間味島全体なのかが分からない状況でした。まずその確認をするために、浄水場の配水池の確認に行っております。その確認ができたのが9時20分。御指摘のとおり、そのときはパタパタしてこういう状況になったと思うのですが、御指摘のとおりその時点で9時20分以降、速やかに水道水に濁りの発生があったということと、現在調査中、飲料水での使用を控えるようにという放送が適切だったと今になって振り返ってみれば、そうだったのかなと考えております。今回の放送の遅れ等については、今後検証していきながら改善していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

9時20分に浄水場での濁りを確認。その後、13時30分、簡易検査を行いとありますけれども、この簡易検査というのはどういうものなのか教えていただけますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

詳細な検査というのは先ほどホームページでお示ししたものが詳細な検査で、簡易検査というのは座間味村の企業局が持っている海淡の施設の中に濁度、濁りですね、色度、pH、それから残留塩素を確認することができます。その簡易検査の結果を踏まえた上で健康に影響はないという判断の下、その後の13時45分、健康への影響はない。ただし、水の無償提供は行いますという案内をしております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

通常、水道水質の検査はどの程度、どの頻度で行っているのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

検査については毎日の検査、毎月の検査、年4回の検査、年1回の検査、5種類あります。その検査の中で毎日検査というのが先ほどの、できるものは濁度、色度、pH、あとは先ほど言った残留塩素。毎月検査というのが、51項目の中の9項目については毎月やるようになっていきます。年4回の検査というのが、その51項目の中の14項目。年1回は51項目全てやる検査となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

毎日行われている水質検査、これはいつも何時頃行われるんですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

これは担当が役場へ出勤した後すぐ、村の末端地で検査を行うことになっております。加工センターとか、そこで行っていることでもあります。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

健康に被害がなかったということが、その簡易検査で分かったということですよ。9時20分に浄水場での濁りを確認し、簡易検査を毎日やっていらっしゃるんですけども、そのときになぜやらなかったのか、お聞きします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

このときに濁りが発覚して、いろいろパタパタしてしまって、先ほどの時系列があると思うのですが、そのときに大変運が悪いことに、我々産業振興課の私を含めて3人が出張に出ているタイミングでありました。そのときに担当が1人で対応していたということと、ほかの課の連携もあったんですが、最初の作業の時点でパタパタ感があって、その辺の報告ができなかったということでもあります。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

実際に前日の夕方、気がついていらっしゃる方も何人かおられました。後から聞いた話なんですけれども、本当に簡易検査を毎日やっているのであれば、その異常がいち早く分かったのかなと思っています。その時点で、原因はここに書いてあるように浄水場の廊下でフィルターとかいろんなものができなかったということで、原水からの水のもの混ざってしまったということでしたけれども、住民からしてみれば毎日使う水で、安心して使っています。そういう中で、「今日、給食がないんだってよ」ということで住民はわざわざして、この濁り水のことも発覚しました。ぜひ今回の教訓を踏まえて、まず異常があったら飲まないでくださいの放送はすぐにしてほしい。住民としては、また、この検査が本当に大丈夫だったのということで、うちに訪ねてくる方たちもいらっしゃいました。この放送も私が役場に行って、すぐ放送してくださいということを言いました。そしたら飲み水の配布等を考えていますとか、そんなことの前に、まずは飲まないでくださいという放送が必要だったかなと非常に強く思っています。ぜひ今後もそういうことがないようにお願いしたいというのがあります。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今回の件は、本当に大変申し訳ございませんでした。私も出張中、報告を受けつつ、推移を見守っていたところですが、議員御指摘のとおりだというふうに私も認識をしております。その後の対応として水質の確認、あるいは備蓄の災害用の水の供給というのはさせていただいているところではございますが、

指摘のとおり、やはりその前にやるべきことがあったのではないかということで、私も出張から帰ってきましたして課長から報告を受け、課長のほうからもこういった反省点があるんだということで話がありましたので併せて報告をさせていただきますが、まずもって責任者である私のほうがしっかりとその辺を検証し、議会をはじめ村民の皆様におわびを申し上げるべきだというふうに思っております。こういった12月定例会になってしまったからのおわびで大変申し訳ないというふうに思っておりますが、この場をお借りしまして改めて議員各位、そして村民の皆様には御不安をおかけしたこと、心からおわびを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。謝りのついでと言ってはあれなんです、これからの状況を軽く説明させていただきます。水道の広域化はまだ始まっておりませんが、1月からですか、水道の広域化がいよいよ座間味村座間味島においても暫定供用開始となるということが決定して、水道局のほうから報告がございました。これからは上にある浄水場の使用は暫定供用開始が始まりますとなくなりまして、全て暫定ですから海水淡水化の施設だけでの水で賄えるというふうな報告をせんだって話を聞いたところでございますので、これからは水の浄水に関する事業主体は私どもから沖縄県企業局に変わりますが、企業局と連携をして、より安心安全な水の供給に私たち座間味村としても努めてまいりたいというふうに思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。まずはおわびをさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

1月1日から企業局が主体ということで理解していいですね。大丈夫ですね。しばらくして上の工事が、浄水場の工事が始まると思います。すぐにぱっとできるわけじゃありませんので、住民が心配しているのは、これだけの水で、淡水化だけの水で繁忙期の供給ができるのかとか、いろいろダム等の貯水を利用する予定は今後あるのか。この2点について、ちょっとお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

海水淡水化施設、新たに今企業が造っている、あの港にあるやつですね。新しく2基、新設しています。座間味村がもともと持っていたものがあります。新設したものが200トン作れます。海水淡水化、1基ですね。ですから400トン。座間味村が持っていた淡水化施設で140トン作れます。全部で540トン、毎日作ることが可能となります。座間味村で使用される繁忙期、今、多くて450トン、そういうのが出ておりますので、夏場の繁忙期でも全然足りる状況となります。ダムの水の活用についてですが、この上の浄水場ができるまでは使うことはないと思います。その間に、前にも又吉議員がおっしゃっていた、このダムの水を抜いて、下の泥を吐いたらどうかとかというお話もありましたが、そういうのも県のほうには要望しておりまして、浄水場が上にできるのが多分四、五年かかりますので、それができる間にそういうことも要望して、新しく浄水場ができたときにはまたそのダムの水を使いますので、下の泥がないほうが水の鮮度もよくなると考えられますから、何年とというか、多分二度とダムの下の水を全部吐くことはないと思われまますので、この機会に吐けるように、吐いて掃除していただけるように県のほうにはお願ひをしていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

この浄水場の工事と、あとどのぐらいかかるのか、ある程度フローチャートがお示しできれば住民も安心

するかなと思います。企業局の工事ですけれども、ぜひそこも踏まえて、最初は令和6年12月18日に工事の予定ということで遅れていますということがありました。でも、それよりももっと遅れています。ぜひもう一度こういう設備の遅れについて住民に教えていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

浄水場の話については住民の皆様もとても関心がある件だと思いますので、今のお話を企業局のほうにお伝えして、説明していただけるのか我々がまた聞いて議員の皆様にも説明するのか、その辺はまた企業局と相談したいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ありがとうございました。続きまして、次の質問をさせていただきます。日本セーリング連盟との覚書の確認です。先ほど西田議員も聞いていましたので、ある程度端折っていきたいと思うんですが、先ほどのお話で児童交流センターの使用料が通常は2,500円のところ半額になるということですが、実際それで赤字は出ないのでしょうか。というのは、渡嘉敷の青年の家も宿泊代が一般は2,500円なんです。それが半額になるということなので、1,250円ということです。これについて、あそこの交流センターを管理している教育委員会はその金額で大丈夫、赤字は出ないということを思っているのか、お答えください。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

1,250円になるということで赤字というのは現在のところ、今までが低かったものですから、借りている使用料が少なかったものですから、今1,250円になっているということで検証していきたいと思えます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

実際、管理栄養士と一緒に来られて調理室等も使っているようです。ガス代、電気代、水代、結構かかるのかなと思うんです。先ほど国立青年の家の例も挙げました。2,500円でも安いと思います。その分、減額ということで、その赤字がまた村民の負担になるのかなと思ったりもします。そこのとこはどのぐらいかかるのか、今じゃなくていいんですけれども、今後検証していただいて、次に考えていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

続きまして、先ほどの観光課長の話だと、通常の往復フェリーが免除ということは、ただということす

ね。あと高速船に関しては通常どおり支払っていただくということで理解していいですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

高速船も免除としております。すみません、先ほどフェリーだけと言っていましたが、免除しておりますが、基本的にコーチが日帰りしたりとかという部分でしか高速船は利用していません。基本的には9割5分ぐらいがフェリーの往復となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

フェリーと高速船、両方とも免除ということで理解していいですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

はい、そのとおりとなっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

高速船の大型荷物の積載についてはどうなっていますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

覚書にある10番のことだと思うんですが、この協定書を結ぶときに荷物の大きさなどを確認したところ、非常に大きいものですから、また1人の選手で1個が大きくて、これが三、四名来るという話を聞きましたので、ここについてはフェリーでお願いしております。高速線ではお断りしております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

じゃあ車両とかも免除、その荷物のお金も免除ということですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

車両も荷物も免除とさせていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

覚書の11番に競技艇の配備というのがありますけれども、これは去年300万円で買ったもののことでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今年度購入しております。当初予算に計上して今年度購入して、11月からの合宿で使用させていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

12番のコーチボートの配備に関しては、今コーチボートというのは座間味村が持っているものは何艇ありますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

補助金で購入した座間味村が所有しているボートは2艇っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

この座間味村が持っているヨットとコーチボート、これは貸出しするんですね。座間味村がセーリング連盟に貸出しするというので、これの減額免除に関してはいかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらに関しましては、モーターボートについては以前から所有してましたので貸し出していますが、今回購入したヨットについては今回から貸し出すこととなっております、双方金額を取り決めて、また全国ほかのところも見て金額を設定させていただいております。なので、こちらとセーリング連盟との確認の下、金額を設定させていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

競技艇の村が300万円で買ったものが年間100万円の使用料が入るということで予算についています。これについては、まだこれからということですか。それとも確定はしているんですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

合宿の日程がありますので、合宿の日程どおり来ていただければ100万円ちょっとの使用料が頂けるかと思っておりますが、船の欠航と悪天候等で日程がずれると減っていく可能性もあるかとは思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

座間味村の艇庫の施設の利用でヨットの使用料金、これは4時間2,040円、コーチボートは4時間1万5,280円となっておりますけれども、この時間とか日にちとかは誰がチェックしているんですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらはセーリング連盟のほうで毎日記録をつけていただいて、実際これだけ使いましたということをしり合わせて請求させていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

覚書の14番です。セーリング所有の強化選手の所有艇の年間艇置料の減額もしくは免除というのがありますが、これについてはいかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらは艇庫の料金を免除とさせていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

先ほど吉之介議員が言っていた交流イベントと今年中にいろいろ話合いがあるということで、それを期待して地域の交流のイベントはお願いしたいと思います。その前に諸外国のナショナルチームとの合同練習の海外選手の受入れ、これも船の免除とか、全部選手と同じような免除がありますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらに関しましても先ほど使用料等、西田議員に答えたとおりに一緒となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

船も同じように、ただということでもいいですか。分かりました。確かに6番の村の艇庫に関して整備してほしいということで、置場も確保してほしいというのは、本当に艇庫の中が乱雑で、どの船がどこにあるのか分からないような状態です。収入があればぜひそのところもきちんと整備して、選手たちも使いやすいように、またそこで選手の船がどれなのか、それとも村の船がどれなのか全く見ても分からない状態で、管理する職員はいますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

船舶・観光課の中に担当職員が1名配置されております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ちょっと離れている場所なんですけれども、ぜひきちんと管理をしていただきたいと思います。そうじゃないとお金も取れないと思うし、ほかのサバニ等を預けている方たちもいます。年間の使用料を払って置い

ている一般の人のヨットとかもあります。ぜひきちんとその艇庫の整理整頓もお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、次の質問に行きます。防災対策について質問します。先日も青森沖で地震があつて、大きな津波もなく、死者も出ることもなく安堵いたしました。映像を見るとかなりの揺れだったと思います。さて、村では公助の部分では今年度、本気で予算をつけていただいています。ありがとうございます。当初予算では委託防災強化事業で6,800万円、車庫・備蓄庫、施工管理費994万円、これは離活で出ています。工事請負費、同じ防災強化事業で1億1,777万円ですね。それと災害対策費、防災倉庫点検委託料126万円、9月の補正では消防費で工事請負費、車庫・備蓄庫の増築407万円と、約2億円近い予算を今年度つけております。この進捗状況について伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず委託費におきましては、基本的に防災無線の改修です。これをリニューアルするというので、今現在、発注して契約しているところであり、完成が来年2月までとなっております。防災倉庫・車庫につきましては、入札が不落到ちてしまつて、現在契約ができていない状況となっております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ぜひ防災倉庫と、あとウビリのほうの消防自動車の車庫と、あとウビリのほうの防災倉庫ということで、ぜひ頑張つて来年度でも造っていただきたいなと思っています。その中で防災備品点検卸委託料というのがあります。先日、浄水場にある防災倉庫を見せていただいたときに、中身について全く点検していない状態でした。まず鍵についても、一応みんなが開けられるような鍵はついてはいたんですけども、職員は番号も分かりませんでした。物は使わないと朽ちていって、発電機の口も劣化して使えるのかどうか分からない状態。倉庫の床も抜け、中身に何が入っているのか一目では分からない状況でした。整理整頓もできていない、相変わらずの状況でした。今年12月に棚卸し点検委託事業、業者が来るようですが、それにおいても賞味期限が切れて使えないものが多分出てくるのではないかと思います。また、使えないものはまた別の予算で今後購入が必要かと思っています。この点検は12月にやると言っていました、もう終わっていますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

12月の先週の予定でしたが、船の欠航と業者の都合によりまして今のところ行っておりませんが、引き続き調整しながら、今年中に終わるのか年明けになるのかというのは今調整中でございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

各字に設けられている防災倉庫の件なんですけれども、職員1人に任せるのもいろんな仕事も担いながらやっている状況と伺っています。私の提案として、ぜひこの防災倉庫を地域に任せて管理委託をしていただいて、そしてあと防災訓練とか消防訓練にも年に1回とは言わず何回か、その防災倉庫がどこにあるのかとか、中身が何なのかとか、そういうのを把握するためにも、地域力をつけるためにも、その委託分126万円は各字に予算をつけるような検討はできないでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず基本的な考え方を説明させていただきます。まず大前提におきましては各自治区に、各区に自主防災組織を設立させること、これは全協でもお話し申し上げましたが、今現在12月の補正予算で計上しております。そのための伴走支援、そういったコーディネーター、また新たな備品、そういったものを含めて今年度中にはどうか、全区が納得するかは分かりませんが、最低でも納得していただける区には自主防災組織を立ち上げようというふうに考えております。その上で今御指摘のありました防災倉庫につきましても、これは管理委託ではなく、その自主防災組織のものにする、委託はしません。あくまでも自主防災組織の倉庫ということで持っていきたいと思っていますので、管理委託ではなくて、その防災倉庫自体を自主防災組織に提供する、それが公助だと思っていますので、その管理委託は置いておいて、基本的に防災倉庫の設置、そういった規模の中身の備品等ですね、そういった組織が立ち上がった後に何が必要なのか、そういったものを自主防災組織の方々が運用できるような形で公助していけたらなと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

自主防災組織の設立は本当に大変なことだと思いますけれども、今回の補正でもついています。3か月でこれができるのかなという不安ももちろんあります。ですから、地域力を上げるために地域の人も巻き込んで、防災について各家庭でも意識を持てるような、そういう取組が今後できたらいいなと思っています。この間、沖縄県の消防防災対策課に沖縄県で南海トラフの地震・津波が発生した場合、離島は何日ぐらい孤立すると県は予測しているのかを問い合わせたところ、実際に発生する災害の位置や規模により当初の想定から被害が大きく変わることから、発生が予想される災害よりどの市町村がどれだけの被害を受けるか、交通インフラを含めてどれぐらい不通となるのか、輸送等にどれぐらいの日数を要するのかといった具体的な想定の日数の算出は困難であります。その上で沖縄県防災計画では、離島の孤立危機集落では地震・津波の被害による長時間の孤立を想定し、受援までの、救助が来るまでの間を地域内での自治体の必要性の普及と各家庭での飲料水、食料、生活必需品について1週間分以上の備蓄を推進することとしておりますとの回答でした。本当に離島だから自分たちで自分たちの命を守る行動をしなきゃいけないし、すぐに救助は来ないということを想定して、お互いの協力の下、やっていかないといけないと思います。そこで産業振興課長に伺います。災害時の生活用水の件で、水は座間味村座間味島、阿嘉島、慶留間島の全てのインフラがダウンした場合どのぐらい、何日ぐらいもつものなんでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

今想定されているのは、津波が発生するというイメージなんですか。

○ 1番（又吉文江議員）

電気とかが全部ダウンしたときに、発電機も何日ぐらいもつのかとか。

○ 産業振興課長（宮平 明）

まず阿嘉島については、企業局の浄水場のタンクに700トンの水がためられております。それは想定されているのは阿嘉・慶留間島で3日分、使える水の量があるというふうに考えられます。座間味島において

は座間味島の上のタンク、今浄水した水を置いておけるタンクは300トン、これは1日分だと考えております。座間味島においてはですね。ただ、今後我々が希望している新しい浄水場整備の期間、その間はこのタンクを先に設置するように要望しております。その要望は、座間味島において3日分ためておけるタンクを先に造っていただけるように要望しておりますので、タイミング的には浄水場のタンクができていれば3日分もつこととなりますが、現状、今現在来たという、ダウンしたということであれば、阿嘉・慶留間島で3日、座間味島で1日分の水、あと飲料水の確保をされている部分があると思いますので、その水を使える分がその量となると考えております。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

先日の議員研修で応急用水、代替水源の整備を進めるように2025年7月、国が防災基本計画を修正したと聞きました。井戸水や湧き水を災害時の生活用水として活用できるように登録・整備をするということです。水の確保は災害時には必要であります。もちろん飲むだけじゃなくて手を洗ったり、お風呂に入ったたり、体を拭いたりとか、水が大事です。この島には給水車がありません。提案なんですけれども、村内にある井戸水、結構井戸水を使っているおうちもあります。併用しているおうちもあります。井戸水の活用をある程度考えていかなきゃいけないのかなと研修を聞いて思いました。島ではカーウガミという古来からの水の神様に感謝する行事があります。今どれだけ井戸水を活用している家があるのかとか、確認と登録なんかもできたら災害時に役に立つのではないかと思います。いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の御提案につきましては、詳細を執行部として存じ上げておりません。内容を精査させていただきたいと思っております。時間がございませんので次の定例議会の一般質問等でも議論をさせていただく、あるいは議会以外でも役場に来ていただいて、この詳細についていろいろ意見交換をするということも可能でございますので、これに関しましてはもう少し私たち執行部のほうも勉強させていただきたいと思っておりますので、回答は差し控えたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

この講師は議員研修のときの講師の方なんですけれども、ちょっとお名前は思い出せないんですけれども、

実際神戸の震災を体験したジャーナリストで、そして東北の地震のときもいろいろ関わって、今沖縄に住まれているということで、井戸水の利用はもちろん電気がないことを想定すると、昔みたいなくむやり方とかいろいろあると思うんですけども、やっぱり水というのは例えば火事になったときに水がないとか、座間味の場合は海の水があるんですけども、そういういろんなことで水は大切だと思いますので、そういう提案をただけです。ぜひできれば、この講師の方も講演に来ていただければいいなというふうに思っています。よろしくをお願いします。

続きまして4番目、次の質問を行います。これは何度も何度も私は言っていることで、しつこいなと思われていると思います。大変申し訳ありません。今年は蛇年なので、ちょっとしつこく言っていきたいと思えます。すみません。幼保連携型のこども園の今後についてなんですけれども、30年以上前から、観光産業が活発した頃から子育ての環境は変わりました。私も古い人間ですから、自分の子供は自分で育てると思ってやってきました。時代は変わり、あれから40年、村では就業する人数が減り、個人事業者がたくさんいます。家族経営をしているところも多いです。それとあとシングルマザー・シングルファザー、子育ても男女はありません。多様性です。子供の育て方も環境も変わっています。うちの娘も那覇で保育所の園長をしていますが、保育園に通えないお休みのとき、お子さんは何をしていましたかと聞くと、「ネットを見て、親より遅く寝ていました」とか、「朝から携帯を前にしないと朝食を食べてくれない」、これがゼロ歳から2歳児がそのような状況です。もちろんみんながみんなではないと思っています。しかし、子供を取り巻く環境は大分変わっています。この島でも昔とは変わっていると思います。専門的な子育て・保育が必要だと私も思います。先ほどから人口が減っているという話で西田議員も言っていました。今、一番新しい統計、県のものを見てみると、ゼロ歳から4歳児が座間味島では35名、渡嘉敷島は29名、粟国島は18名、北大東は18名、これはゼロ歳から4歳児の数です。これだけ総人口に対してはちょっと違っている、バランスがよく分かりませんが、今の子育ての環境を整備しないと、本当に若い人たちは島での子育てに希望が持てなくなります。そういう意味で前回2回ほど意見交換会がありました。私も議員として参加しました。前回の議会でも、村長は3人の子育てをして、子育てに十分関心・理解があるとももちろん思っています。前の議会でも、島の子育て環境については考えないといけないと。村民と同じ考えですよと、又吉さんと同じ考えですよという意見もいただきました。その中で村のトップとして財政問題とか、いろいろ先ほどの人口の推移の問題がありますけれども、何を優先するかというのは卵が先か、鶏が先かなと思ったりもします。村長は若くして村長になられて5期、17年の村のかじ取り、そして信頼も厚いです。住民の869人の島のリーダーとして、島の未来を考えて日々活躍されていると思います。ぜひ子育ての親御さんと、この意見交換会に参加していただけないかと思えます。いかがでしょうか。

#### ○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

#### ○ 村長（宮里 哲）

ありがとうございます。この件に関しましては私も御要望がありますので、しっかりと対応させていただきたいと。ただ、大変申し訳ございませんが、いろいろな出張等もございますので、その合間を縫ってでもタイミングが合えばぜひ参加して、お話を聞かせていただければというふうに思っておりますし、今年の4月ですか、要望に来たときもしっかりと意見は拝聴させていただいております。様々な課題があり、これまでも話してきたとおり座間味島だけではなくて阿嘉島・慶留間島、あるいは阿嘉・慶留間を一つの島という捉え方をしたときに、どういった同じサービス、行政サービス、保育サービス、あるいは教育的なサービスができるのかというのを勘案しつつ、また財政のことも一応は考えないといけないと思っておりますが、そういったところも総合的に勘案しつつも、その御要望にできるだけ応えられるような形で進められれば

というふうに思っております。しかしながら、ちょっと先の話もさせていただきますが、将来的な推計も見据えて、いろんなことを考えながら地域実情に即した子育て支援ができるように、これからも努めていきたいというふうに思っております。この考え方につきましては、また御質問があると思いますので担当課長、あるいは副村長、そして必要であれば私のほうから、またこの時間の中でお答えをさせていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

村長の都合が合えば意見交換会にも参加していただき、今子育て中の親御さんの話、また子供の環境について直接意見交換ができればいいかなと。何か時間稼ぎのような気がして、なかなか前に進まないなど、2 回意見交換会に出て、どうしたらいいんだろうというふうに自分でも分からない状況なので、私はこの歳で子育ては終わっているんですけども、島の将来のために意見交換会にぜひ参加してください。それとあと、村長はいろいろ役職をお持ちで忙しいと思います。この役職は何かあるのか、役職を全て教えていただけますか。ちょっと議員として分からないものですから。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まずは子育て支援につきまして、先に話をさせていただきます。できるだけ一緒に対応させていただきたいというふうに思っております。立法、あるいは行政という立場で考えますと、議員側と行政側がいい意味でタッグを組んで、住民の皆さんと対峙するというのではなくて、一緒に手を組んで住民の皆さんの意見を聞き、私たち議会、行政で何ができるかというのを一緒に考えるというのも一つの考え方だというふうに思っております。私も住民の皆さんからの要望については、つくるつもりはないとこれまで言ったこともございませんし、できればつくりたいというふうに思っております。ただ、先ほど又吉議員から御指摘のあった座間味村は35名いますよね、ほかのところより多いですよというポテンシャルはあるんですが、先ほどの西田議員とのやり取りの中でお示しをしたとおり座間味村の人口推計がどうなっていくのか、この後、宮平清志議員のほうからの質問の中でお答えさせていただくんですが、国立社会保障・人口問題研究所においての人口推計を考えますと、国調人口で言いますと2025年が830名になると今予想されております。今直近で出ている数字が約830名、それが国立研究所の推計によりますと2050年で690名まで座間味村全体で落ち込むという推計も出ている中で、それを踏まえながら、今まさしく総務課で取り組んでいる人口増加計画、そういったことも加味しながら、子供たちがこの後どうなっていくのかというのはしっかりと把握しないとイケない。少なくなるからといって何もしないのかというのもおかしな話だと私は承知をしておりますので、その状況の中で何ができるのか。これまでいろいろ話があります、特に幼保連携型こども園というのが本当にあればいいと私も思うのですが、保育士の資格と幼稚園教諭の2つの資格を持っている人が必要ですよということであったりとか、さらに保育士を含め10名以上の職員配置や職員の確保をしなければいけないために、さらにそのための住宅も確保しないとイケませんよとかという別の意味でのハードルもありまして、そこも勘案しながら担当の石川課長には、どういった形でそこに近づけられるのかというのを考えてくれという話をさせていただいているところです。それと併せて、先ほどから話をさせていただいている阿嘉・慶留間地区に対してどうするのか。まず今、阿嘉・慶留間地区におきましては、来年の4月から新たな仕組みづくりをしようということで、今年度補正予算にも入っておりますが、阿嘉・慶留間の保育に対してもしっかりと手当てをさせていただきたいということも考えております。こういったことも含め

て総合的に勘案させていただきたいというふうに思っておりますので、そこも踏まえながら、ぜひ又吉議員も一緒に親御さんの皆さんと私も参加をさせていただく中で、まずは希望を聞きつつ、先ほどの人口も含めた座間味村のいろいろな現状を御理解いただいた上で、私たちに何ができるのか、議員の先生方に何をお願いできるのかというところも含めて議論をさせていただければというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

もう一つの質問にお答えをさせていただきます。お手元にお配りしたのは、いろいろな形で問合せがございますので私のプロフィールを行政のほうで作らせていただいているところでございます。下の趣味のノルディックウォーキングとマリレジャーは最近ほとんどできておりませんので、大変申し訳ございませんがそこは無視をしていただきまして、その中で住所、学歴、職歴がありまして、役職というのがございます。沖縄県離島振興協議会の会長をさせていただいております。沖縄県離島振興協議会の会長を兼ねることで、後に出てきますが日本離島センターという離島振興協議会の全国組織の評議員、それから全国離島振興協議会というまた別の全国組織の全国の理事をさせていただいております。それから沖縄県過疎地域振興協議会の会長を務めさせていただいております。併せて南部市町村会の会長。そして同じく、同じ団体になりますが南部振興会の理事長、代表ですね。それから沖縄県町村会の副会長。それから沖縄県介護保険広域連合の副連合長も拝命しております。それから沖縄県市町村職員共済組合の理事、併せて理事長の職務代理をさせていただいております。そして沖縄県自治会館管理組合という一部事務組合の幹事。それから去年設立されましたが全国国立公園立地自治体協議会、これは大体その対象自治体は全国に140ぐらいあったと思いますが、そちらの副会長を拝命しております。それ以外にも細かいものはいろいろとありますし、沖縄県等が設立をしている例えば離島における看護師の確保に関する委員会とか、いろいろな委員を拝命させていただいておりますし、町村会の副会長を拝命していることから、沖縄県が例えば食品ロス何とか協議会とかいろんな協議会、あるいは委員会がございまして、それだけでも30ぐらいの役職をいただいているところでございます。今言った30ぐらいの役職に関しましては充て職でございますので、町村会事務局とかそういった方々が代理で出席しますので、私が多く出席をするような会議等に関しましては、こちらにお示しをしているのが大きな役職となっているところでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

ありがとうございました。もう時間なので、たくさんの役職をお持ちで、だから島でお見かけすることが少ないので、ぜひ子育て中の若い人たちと、せっかくUターンで戻ってきた方たちもたくさんいます。島を盛り上げようと思っている若者がいます。ぜひ希望の持てる子育て環境も一緒につくっていただきたいと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどお答えをさせていただきました。いろいろな役職をおかげさまで、今、沖縄県の41市町村の中で一番任期が長いのが私でございます、そういった意味でもいろいろな役職をいただいていると思います。先ほど来、話がある離島における学校問題、人口問題、それから子育て問題、それ以外も定住促進、あるいは今年大きなテーマとなっております離島における行政職員の確保について、こちらも座間味村長として座間味村だけではなくて、いろいろな役職をいただいている立場で全国に発信をさせていただいているところでございますので、何とか委員ではありつつも、座間味村の実情を踏まえて全国に訴えているということもぜひ御承知おきをいただきたいというふうに思っております。いただいた役職をうまく活用させていただいて、座間味村のためにこれからも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○ 議長（宮平喜文）

これにて1番 又吉文江議員の一般質問を終わらせていただきます。  
暫時休憩します。

休 憩  
再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。  
午前引き続き、一般質問を継続で行います。  
5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

午後もよろしく願いいたします。まず第一に、フェリーざまみ3の車両運賃についてであります、フェリーざまみ3の車両の積込み運賃はいわゆる現金扱いとなっております、これは電子決済にできないか、お伺いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

午後もよろしく願いいたします。中村議員の質問にお答えいたします。車両運賃の電子決済に関しましては、現在泊港、フェリーの前で受け付け用の端末は準備ができておりますが、運用方法が調整中となっております。運用方法の調整が整いましたら受付を開始する予定となっております。中村議員がおっしゃっているのは、恐らく座間味の窓口と阿嘉島の窓口での受付かとは思いますが、要望が多ければ導入を検討していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

なぜ電子決済の質問をしたかという、一般の旅客運賃は今ほとんど領収書等、美ら島税、乗船券は全部プリントアウトで職員がタッチしてできる、スピーディーにできるんですが、特に島の座間味・阿嘉発は通常の旅客運賃と車両の積込みの窓口で一つでありますので、私は車両を積込みするときは空いている時間帯、あるいは船がまだ来ない時間帯を狙って行くんですが、普通のお客さんがいる状態でやると、普通の旅客運賃を払う時間と車両の手続をするので、やっぱり2倍か3倍時間がかかる。車両の場合は手書きで領収書、複写式の領収書を書いて、美ら島税も別の領収書で、あれは日付のスタンプだけ。それとまたA4の用紙に

ダッシュボードに置く、船員が確認するような、あれも手書きでやると。そうすると私も経験するんですけども、たまに後ろにお客さんを待たせたときに、ちょっと申し訳ない気分もあるんです。だから混まない時間帯を狙って行ったりするんです。それはだから私一人ではなくて、ほかの方も感じていると思うんですが、それがそういう電子決済ができれば非常にスピーディーにできて、特に夏場のお客さんが多いときの渋滞緩和にもつながるんじゃないかなと思うんです。那覇の場合は窓口が別で、旅客運賃はターミナル前、車両運賃はフェリーバスの事務所の中で貨物運賃と一緒にやるということで、手続きの量も違うんですが、座間味・阿嘉の窓口では両方一緒にやりますので、その辺は車両も電子決済ができればそういう混雑緩和にもなるんじゃないかなと思うので、非常に便利になると思うんですが、そのシステムをつくるにはいろいろ時間もかかると思うんですけども、それができてしまえば普通に旅客運賃の支払いのようにスピーディーに、時間の短縮になるんじゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

確かに秀克議員が言うように、システム化したほうが一番スピーディーになるのかなとは考えております。電子決済については、端末さえ契約してしまえばすぐできて、現金のやり取りがそれになるだけになりますので、システム改修も見直しの時期に来ているかと思っておりますので、そこも含めて検討したいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

前向きに検討していただきたいと思っております。この件は以上で終わります。

次に阿嘉郵便局のATMに関してですが、現在阿嘉郵便局は移転に向けて建設工事中であります。移転を機にATMの日曜日稼働を希望いたしますが、座間味村からゆうちょ銀行へ要望することができるか、お伺いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

村といたしましても、住民及び観光客の皆様方の利便性が図れるため、ATMの休日稼働を設置箇所である阿嘉郵便局の意見を踏まえながら、ゆうちょ銀行へ要望していけたらと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

希望を持てる回答をありがとうございます。なぜかといいますと、座間味は私の記憶で10年ぐらい前から日曜日も稼働していて、いつかは阿嘉でもできるかなと思いながら現在に至っているわけでありまして、新たに新築移転ということで新装オープンしますので、それを機に、やっぱり日曜日もATMは必要です。ゆうちょのATMですけども、全国の主要銀行のカードも全部使えますし、クレジットカードも使えますので、観光客にとっても非常に便利になると思っておりますので、どうか日曜、総務課長が言ったようにゆうちょ銀行に要望するというので、早期実現ができるようお願いしたいと思います。ちょっと村長からもお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

午前中からの話につながる部分もございますが、なかなか声が聞けなかったというところは本当に申し訳ないと思っております。座間味のATMが土日も使えるようになりしたのは、座間味島の住民の皆様からの大きな声がございます、当時は座間味出身の方が局長をしておりましたので、その方と連携をしながらゆうちょ銀行、あるいは沖縄の郵政のほうへ働きかけをさせていただきました。そのときのたしか要件が、はっきりは覚えていないんですが、ある程度の利用者の回数とか、そういったところがあったと思います。それには確実にクリアできるんじゃないかということもあって、早い時期に現在の状況になっているということは御承知おきいただきたいところがございますが、実は私、先ほど言い忘れておりましたが、沖縄の郵政有識者懇談会の委員も自治体代表として唯一入っているところもございます。そういった役職も含めてうまく活用させていただきながら、阿嘉島のATMが土日も使えるような環境づくり、一生懸命働きかけをさせていただきたいというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

村長の希望の持てる答弁をいただきまして、ありがとうございます。以上で終わります。

○ 議長（宮平喜文）

これにて5番 中村秀克議員の一般質問を終わらせていただきます。

続きまして、3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

今日一日よろしくお願いたします。今、社会情勢も世界中が荒れています。日本も今地震があったり、台湾有事の問題でまたいろいろもめています。世界中がいろいろ社会主義と民主主義の争いになっているような感じで、先がどうなるのかなという不安もあるところですけども、私たちもしっかり頑張ってやっていきたいなと思います。一般質問に移りたいと思います。

令和7年の一般質問の確認について再確認をしたいと思います。まず空き家問題。先ほどから空き家問題、空き家問題とずっと出ていますけれども、基本は何にしても人口減少は空き家問題。各県、別の県ともまた座間味村とは全然違っていますので、空き家というのが。本土のほうでの空き家というのは本当に人が住まない、住む人もいない。それぐらい大変だということもあって、我が村の場合は住みたいけれども貸してくれない、そういう状況が起きている空き家です。ですから、これからこの辺の話をちょっとしたいと思っておりますけれども、先ほど総務課長から総合戦略の話で、あれは10年前の話ですか、人口減少に対しての阿嘉島が27名減った、慶留間島が17名という、過去10年でしたか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

先ほどの数字におきましては、令和元年度から令和6年度にかけての推移でございます。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。空き家とそういう人口減少というのは比例していると思うんです。どうしてかといいますと、かなり高齢の方がお亡くなりになって空き家になっていくと。阿嘉島の場合は特にそれが目立っているんですね。年を取るがほとんど向こうのほうで、沖縄本島の病院でお亡くなりになって、そのまま空き

家になっちゃうということがほとんどです。それを私はこの間、郷友会と交流会を持ったんですよ。一応3回ほど。郷友会の中にも空き家の主が結構いますので、そういう形で交流を持ったんですけども、空き家に対しての話をすると、子や孫がこれから先、住みたいと。それがいつになるか分からないと、それがほとんどの回答でした。それを待って、その空き家を貸してくれるまで待つのかと言ったらそういうわけには、我が村としてはちょっと難しいかなと思ったんですよ。これを私は郷友会との交流をこれからどんどん続けていって、借りられるまで粘り強く頑張っていこうかなと思っているんです。それを粘り強く頑張って、区の方も誰々が帰ってきていたよと、それを私たちにも協力してその話をしたんだけど難しかったねと、そういう回答をもらったりとか、ですから区が一致団結して、今協力してそういう形で空き家対策をしようということで皆さんが心がけているわけですよ。その辺について行政側がどう思うかというのも、空き家対策に対してどういう行動をなさっているかというのを今年、私も空き家対策に対して質問をしたんですけども、その後どういう形で行動なされたかということを知りたいなと思うんですけども。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今年度におきましては、総務課の職員が空き家の調査を実施しております。また、9月の定例議会でも補正予算で出させていただきます委託事業、座間味村空き家等対策計画兼空き家対策総合実施計画を現在委託発注し、契約しているところでございます。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

それに対して返答はありましたか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

ちょっとお答えになっているの分かりませんが、現在発注して契約して、今業者と打合せをしている段階ですので、今の進捗状況としてはそこまできております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

西田議員も空き家に対して集中してそういう話を先ほどもらったんですけども、私もほとんどこれを聞こうと思ったんですけども、ほとんどさっきの答えが西田議員も出ていましたので、それに対してまた細かくは、先ほど話が終わっていますので、ですからの空き家対策を真剣に住民と一体化して、行政のほうもそういう形で協力していただきたいなと思いますので、ぜひ協力をお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

現状といたしましては総務課長が話したとおりでございますが、これまでの議論の中で特に現議員の状況になってから、ずっと西田議員からももちろんありましたし、垣花議員からもこの空き家の問題につきましてはいろいろと御質問をいただいているところでございます。それを踏まえての今年度の予算化ということでございますので、この予算化をすることで空き家対策総合実施計画なるものを策定させていただいて、そ

の中で行政の役割であったりとか、地域に対してお願いすることであったりとか、そういったことがもろもろ出てくると思います。これに基づいてしっかりと座間味村においてできる空き家対策、あるいは人口増加計画に資するような取組ができるように頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

例えば行政のほうで空き家対策を実施すると、法的にやりたいと。そういうものを法的にやる前に、やっぱり空き家の主が納得しないような条例になってくると、ちょっと厳しくなってくると思うんですよ。それで空き家をいい条件で持っていかない限り、私も郷友会と話をしたんですけども、その話がああ言えばこう言う、こう言えばああ言うになってきてしまって、じゃあどれぐらい出してくれるのかと。じゃあどれぐらいで契約してくれるのかとか、そういう話で話をしてきたら、話が金銭面の問題じゃなくなるときもあるんですよ。それで、じゃあどこまで保証してくれるのかとかいろいろな条件が出てきますので、この辺の条件をクリアできるのかというのをお聞きしたいです。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

太郎議員がおっしゃる地権者といいますか、その土地の所有者とどういう話になっているかが分からないので、その部分についてはちょっとお答えしかねますが、今総務課としましては沖縄県のほうから御指導、支援いただいている中では、基本的には村と土地の所有者が契約して、例えば10年契約をして、そこから県の交付金等を活用して使っていない家を改修すると。その交付金で賄ったうちの交付税バックがあって、その交付税バックをしない部分に関しましては所有者、こちらが10年間借りて貸し出すときに、そこも家賃に反映させて10年間貸し出すとかという仕組みがあるものですから、家の所有者がどういった話を太郎議員としているかは分からないんですけども、村としてはやはり県からそういった支援をいただいているので、そういった感じで例えば10年間村と契約して、村が改修して、そこから貸し出す。10年間とかを見込んでですね。その間、その改修した費用も含めて家賃に反映させて、その方からうちは家賃を取って払うとか、そういった支援をしていただいているので、そういった仕組みでやっていけたらなと思っているので、お金じゃない家の所有者の意見が私たちはちょっと、まだそういった話合いまではしていないものですから、またこれは次の機会がありましたら、どういった課題等があるのか教えていただけたらなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

貸して戻ってこない。最終的に今現在、阿嘉のほうでもそのまま放置されて逃げられた方もいるわけです。ああいう方も一つは、一線を置いているわけですよ。お金の問題じゃないというのは、これなんですよ。貸したんですけども、まともには戻ってこない。そういうようなものが今現在、島のほうで一番怖がっているのはこれなんです。ですから、これをクリアしない限り、行政のほうで借りるのでしたら向こうもそういうことはないだろうとは思いますが、安心して貸すと思うんですけども、ただ、村のほう例えばこういう人に貸したとしたら、村のほうも苦しいところが出てくるんじゃないかなというのが一つあるんじゃないかということで、やっぱり面接をちゃんとしてこういうのをやるのでしたら、それはでき

るかもしれないですけども、人間によっては後は分からないじゃないですか、最終的に。そういうトラブルったときにはどうするかとか、そういうものも条件が出てくるとは思いますけれども、貸すためにはちゃんとした契約書の中には入ってくると思いますけれども、その辺について貸す側には契約書がどこまで保証するのか。例えば古い建物ですとリフォームして貸す、このリフォーム代は誰が出すのか。リフォームしたときに、そのリフォーム代分を家賃から差し引いていくのか。その辺の先も見えていないわけですから、だから私たちがどんなに話していても、こういう話は解決し切れないものですから、ぜひ行政のほうもその話になると協力していただきたいなというのが私の願いです。よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

リフォームを含めた家賃の中に、いわゆる国費が投入されておりますが、それを引いた形で先ほど総務課長が話をしたとおり、どう家賃に反映して住んでいただける方に支払いをしていただけるかというところが一つの肝だと思っております。もちろんこれは大前提としてそこがございますので、プラスほかの自治体の事例もあろうかと思えます。やっぱりそういったところはしっかりと勘案した中で、空き家対策総合実施計画なるものができてくるというふうには承知しておりますので、これをつくっていく中で皆様方にもこの内容についてはお示しができるというふうに思っております。「軒下を貸して母屋何とか」とかありますが、そういったことにもならないように、もともとの家主さんに御負担にならないようなところ、そこは非常に重要でございますので、行政の決まり事の中でどれだけつくれるかということだけではなくて、先ほどおっしゃった誰に借りてもらおうかというのも大切ですが、どういった方々が私たちに家を一時的に貸していただけるのかということも含めて、これは私たちだけではできないという話は常に総務課長も話しておりますので、地域の皆様方の御協力もいただきながら空き家対策をすることで人口増加計画、人口増にもつなげていく。学校のいい環境をつくることにもつなげていく。そういったウィン・ウィンの事業になればいいということで鋭意、今総務課で頑張っているところでございますので、詳細につきましては改めて御報告をさせていただきますと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ぜひ皆さんで空き家対策をできるような形で、いい条件で組んでいただきたいなと思います。

あと美ら島条例についてです。いいですか、この空き家は終わりとして。美ら島条例に対して前回パトロールしたのが、阿嘉島のほうで家電製品がかなりとあります、前からずっと置かれたままの家電があるんですけども、洗濯機、冷凍庫、冷蔵庫、それが一番観光客がよく集まるニシバマビーチのところに放置されています。これが何年かなりありますけれども、それはパトロールのときも一応確認はしていますけれども、いまだに処理されていないんですけども、今後どうするのかちょっとお聞きしたいです。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

午後もよろしく願いいたします。阿嘉島のウタハ入り口手前付近に不法投棄されている冷蔵庫、洗濯機、自転車については、持ち主が特定できず放置されている状態が続いていますが、引き続き持ち主を調査してまいります。また、発見当時から投棄物の増加は見られないものの、今後不法投棄を誘発しないよう、投棄

物の移動を検討しております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

不法投棄は1人が捨てると、ここがごみ捨て場だということで、どんどんごみが集まるようになっていくのが不思議なもので、ごみ置き場だと決めてしまうんですね、いつの間にか。その辺は本当に気をつけてください。これは早めに撤去しないと、また一つ増えていきます。主を探すまでにまた一つ増えるんじゃないかなと思うんですよ。1つ、2つ。ですから、これはごみ処理場にでも阿嘉区の今、一旦預かって置いておかないと、あれはまた増えますよ。人間って不思議なもので、置き場と決めてしまいますから、そうならないようにぜひ気をつけて、お願いいたします。

あと放置車両について、橋の下のきれいな駐車場に1台、以前から完全に原型がなくなっています。その車がバンパーは外れ、ドアも落ちて、もうさびて六、七年ぐらい放置されている車なんですけれども、とても邪魔です。これが本当にきれいな駐車場に置かれています。これはどうするかと、これだけでも何とか動かせないかなと思うんですけれども、その辺についてお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

これは阿嘉島の漁港でよろしいですね。確かに橋の下に1台、ネットもかかっている車両、ネットはかかっているんですか。かかっているSV車だとは思いますが、こちらに関しましては、一応県のほうでは確認しているかと思えます。多分所有者は一緒かと思っていますので、県のほうにも引き続き働きかけていきたいと思えます。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これだけは住民も、この駐車場はきれいな駐車場ですので、また見苦しいですので、これは本当にみっともないです。ぜひ早めにこれだけでも片づけてほしいです。

あともう一つは、パーキング場について。座間味のパーキング場、港のほうですね。ナンバーなし、パンク車両、これが一応今のところ3台ですか、放置されています。この放置車両も四、五年ぐらいになりますよね。先ほど言ったように1人がこういうふうにとくと、また次の人も置いてくるというのが発生しますので、これを早めに撤去するような形で、これは区民の駐車場ですので、本当に見苦しいです。もうブロックを置いている状態でそのまま四、五年置かれていますので、これを今後どうしたいのかちょっとお聞きしたいです。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

座間味港の放置車両につきましては、以前又吉議員からもいろいろ質問がありまして、持ち主の状況は特定しているものもあれば、1つの車両は持ち主が分からない状況があります。先ほど言われたナンバーが取られている車両についても持ち主は確認できておりますので、分かる方には定期的に声はかけています。3台のうち1台は分からない。1台は、もう島に住んでいない。1台ナンバーがないものに関しては島に住んでいる方がいますので、定期的に移動するように働きかけはしているんですが、まだ移動されない状況にあ

ります。また、県とも調整はしているんですが、分かるものに関しては本人に撤去していただくと思っておりますが、持ち主が分かっている島にいない、持ち主も分からないものに関しては、県と協議してまいりたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは県と相談しても、私は思うんですけれども時間がかかるし、結局一部言い逃れにしか聞こえないんですけれども、どうなんですか。県に投げているような形で聞こえるんですけれども、この辺はどうなんですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

本当に頭の痛い質問だというふうに認識をしております。阿嘉と全く同じ状況なんですね。というのは、県にという話をしているのはなぜかという、阿嘉の漁港に関しましては県管理の漁港であります。座間味の港湾に関しましても県管理の港湾ということで、基本的に委託管理は受けておりますけれども、全く阿嘉と同じ状況がございまして、一番詳しいのは総務課長かもしれませんが、財産の所有権の問題が出てきたりするということがあって、阿嘉と一緒にこちらも本当に腹立たしいと思っているところなんです。そういった状況がございまして、こういった回答しかできない状況です。また、こういった回答しかできないことに対しても、担当課長を含め私たち執行部は非常に歯がゆく思っているところがございますので、ここは県に強く申し入れると同時に、今でもやっておりますが担当課のほうで所有者が分かるものに対しては、引き続き粘り強く撤去するようにお願いをしていきたいというふうな趣旨でのうちの仲宗根課長からの回答でございますので、気持ちは一緒だということだけはぜひ御承知おきいただいて、何も私たちが逃げているとかそういうことではないということだけはぜひ御理解をいただきたいと、その点に尽きるのをごさいますけれども、ぜひともよろしく願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは村の条例に沿って撤去することは不可能なんですか。例えば美ら島条例に反していますよね、条例として。その辺を、条例を基本として撤去しますということでの、それが不可能なのか可能なのか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

軽々に発言は控えたいと思いますが、一般論で言いますと阿嘉でもできなかった、これは条例よりも法が上だという、上位法ですから、そういった中での所有権の話だというふうに私のほうでは認識をしております。そういったことだと思いますが、詳細について改めて法律の専門家と話をすれば、またそういったところの話もできると思うんですが、少なくとも個人の所有権を侵害するようなことは、美ら島条例の中ではなかなかできないんじゃないかというのが私の個人的な認識でございます。認識が間違っておりましたら、条例のできるのであれば、もちろん速やかに撤去するように私のほうからも担当のほうには伝えますが、もう一度念のため確認をさせていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番 (垣花太郎議員)

分かりました。短いですが、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。以上です。

○ 議長 (宮平喜文)

以上をもちまして3番 垣花太郎議員の一般質問はこれで終わらせていただきます。

続きまして、6番 宮平清志議員。

○ 6番 (宮平清志議員)

午後もよろしくお願ひします。師走を迎え、ますます御多忙の時期となりましたが、皆様体調を崩さぬよう御自愛していただければと思います。それでは通告書に沿って伺ってまいります。

1点目です。住宅における火災予防について伺いますが、まず最近では、まだ記憶に新しい11月に発生した香港の高層住宅の大規模火災で160人の方が死亡しております。日本でも同じく11月に大分市で大規模火災が発生しました。その火災では185棟以上が焼失し、約5万平方メートルが焼損しました。この5万平方メートルとは、私なりのおおよその計算なんですけれども、座間味校の運動場の約10面分をイメージしていただければ分かりやすいと思います。この運動場の10面分となると、座間味区の建物が立つ面積に近いくらいの消失ではないかと予想されます。このニュースを見ますと、その地区は住宅が密集し、道路も狭いため、消火活動が難航して延焼拡大となったようです。また、ほかにも要因が見られるのが海沿いの強風だったようですけれども、隣接する山にも燃え移り、さらには強風に乗った火の粉が舞い、火災が発生した住宅地から1キロメートル以上離れた沖合の無人島からも火が上がったということです。この情報からすると、あまりにも当村に似たような状況ですので、かなり恐怖を感じているところなんですけれども、当村もスージ道が多くて、細道ですね、奥まった建物に万が一、火災が起きた場合、様々な気象状況にもよると思いますけれども、同じようなことが起きる可能性はあると思います。宿泊施設とか村営住宅の火災予防については、消防法令に基づき消火設備とか警報設備、避難経路の確保などが義務づけられていますので、ある程度の対策はなされていると思います。一般家庭については、村火災予防条例第29条でうたわれていますが、その条例も含めて火災被害の軽減に向けた当村の取組をまず伺います。

○ 議長 (宮平喜文)

松田 力総務課長。

○ 総務課長 (松田 力)

お答えします。基本的に平成22年度の法律改正により、一般家庭におきましても消火設備、火災報知器が義務づけられておりますので、今年に入って15年以上経過していることから、村としてはその当時以降に新設した住宅に関しては設置するのが義務づけられていますが、それ以前に関しては周知しておりますので、基本的には追加で設置しているものだと認識しております。

○ 議長 (宮平喜文)

6番 宮平清志議員。

○ 6番 (宮平清志議員)

条例では住宅用防災警報器などの設置を促す文面はあるんですけれども、これは義務ですか、それとも努力義務、どちらになりますか。

○ 議長 (宮平喜文)

松田 力総務課長。

○ 総務課長 (松田 力)

これは平成22年度の法律改正によって義務づけられております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

私はネットで条例を最初閲覧したんですね。村火災予防条例には平成8年と記載があつて、そうすると30年前の制定となるんですけども、今課長は平成22年の改正で義務づけられているとありまして、先ほど念のため例規集を確認したところ、記載が平成18年の改正となっているんですね。課長は平成22年に改正とありましたが、平成23年6月1日に消防法の改正によって、全国全ての住宅に住宅用火災報知器の設置が全国一斉に義務化されております。私の理解が乏しいのか、勘違いなのかもしれないんですけども、当村でも平成23年の消防法改正に伴い条例の改正はありましたか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

もともと条例を制定したときには、これは火災予防条例であつて、その当時の火災報知機は義務化ではなかったです。それで上位である消防法が改正になって、それが完全に住宅への設置が義務づけられたという解釈をしております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

義務づけられていますけれども、結局取付けがなされていない一般家庭は多いと思いますけれども、その辺りはどのような把握をされていますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には実態把握はしておりませんが、やはりその当時、義務づけられるということで村としては周知して設置を促すようにして、また村営住宅等にはちゃんと後づけで設置はさせていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

義務とは言っても罰則がないので、結局なかなか前向きに取り付けてくれる一般家庭があるかどうかちょっと疑問にも思うんですけども、現代社会はいろいろ機器も増えて、家庭ではタコ足配線なんかも当たり前になって、ほこりがたまって配線のショートによる火災、また最近多いのがリチウムイオン電池、よくニュースで言うモバイルバッテリーですね、その火災も急激に増えています。寝室が多い住宅は、その部屋数の分、設置が必要です。ただでさえ設置率が低いと思われていますので、物価高騰で機器類の金額も上がっていると思われれます。そこで関連で2つ目の質問なんですけれども、防災警報器や消火器購入の給付金を、特に非課税世帯とか高齢者などへ支給を検討できないか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

平成22年、23年に法が改正されて義務づけられているので、基本的には15年以上もたっているもので、そこは村としては設置しているものとして認識しているので、今現在のところ給付金等は考えておりません。

今お話がありましたように物価高騰ということになりましたら、そういった給付金の支給のメニューがあるのかなと思われませんが、物価高騰に対しても今の時代は食料品、要は電気代、水道代とかいろいろありますので、この辺は私の今の答弁で全てお答えすることはできませんが、そういった国の新たな補正予算で出てきた物価高騰対策の費用も沖縄県、また市町村配分も出てきますので、その中で村としては、この事業は総務課だけの管轄じゃないので、その他の課とも調整しながら、そういったメニューができるのかどうかも含めて検討していきたいと思いますが、現在のところは考えておりません。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

一般の家庭でも100%火災報知器と、また消化器等を設置できるように村のほうでもぜひいろいろと考えていただければと思います。たまたまなんですけれども昨日、関連するニュースがありまして、内容は住宅用の火災報知器の設置率の件でしたけれども、沖縄県は11年連続で全国最低の設置率となっています。これは今年6月時点での設定率になるんですけれども、沖縄県は約65%で、全国平均の約85%に比べて20ポイントの差が開いており、非常に残念な結果となっております。ちょっと話はそれますけれども、あと消火栓です。座間味村の防災マップでは確認できるんですけれども、正直それではかなり分かりにくいので、詳しい設置場所を住民にも認識していただき、その消火栓の上に車両の駐車とかがないように、万が一のときの消火活動の妨げになるようなことが起こらないように、広報誌とか村のホームページなどでぜひお知らせしていただければと思います。あと消防団です。いつどこで災害が起きるか分からない状況で、365日、当番制で常に地域住民の安全の確保に努めています。本当に消防団の皆様には心より敬意を表します。大変な役目ですけれども、今後ともぜひよろしく願いいたします。村民一人一人が火災のない安心安全な生活を送るためには、まずは自分たちができるところから積極的に火災予防に取り組む行動が必要不可欠です。火災被害の軽減に向けた取組を今後とも進めていく必要があります。次の質問です。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩  
再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

次の質問に移ります。人口減少についてですけれども、ほかの議員からも細かい質問があり、村長からも詳しく答弁がありましたので、重複するところもあると思いますが伺っていきます。先日の新聞報道にもありました沖縄県企画部が発表した2025年人口移動報告によると、沖縄県全体では3年連続の人口減となり、先ほど村長の答弁にもありましたけれども、あと市町村別では13市町村で増加して、28市町村で減少したとなっております。当村はというと2.44%の減少率となり、県内で減少4位となりました。人口性比の数値では、118.8で男性が多い状況となっております。昨年、令和6年は1.9%の増加率で、県内で最も高かった、1位だったので、今回はちょっと残念な結果とはなりましたけれども、まずはこの減少率の内訳、自然増減、社会増減など減少となった要因を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

お答えいたします。減少となった要因としましては、今宮平清志議員がお話しした自然減と社会減の2つがあります。まず自然減のところによりますと、高齢化の進行と出生数による自然減。本村の65歳以上の高齢者人口は全体の2割を占めており、高齢化率が高止まりしている状況です。また、高齢化が進行し、出生数の増加が見込みにくい状況にあるため、人口増自体が自然減を生じやすい状態にあると考えております。第二に、転入・転出による社会減。転入・転出状況としては、転入超過、転出超過を繰り返し、同程度の増減幅となっております。本村は進学・就職による若年層の島外流出、長期的に定住につながる就業機会や住居確保が困難であることから、移住者の定住化が進みにくいといった要因により、社会増へ転じにくい状況となっております。以上のように単年の要因というよりも、自然減及び社会減の双方が長期的に作用し、特に若年層流出、出生率減少、定住人口確保が困難であるといった離島特有の人口構造が影響しているものと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。現時点で大げさに心配することはないと思うんですけども、これが毎年数人ずつ減るとなると、やはり将来的には心配になる時期もやってくるのかなと考えさせられます。先ほどちらっとありましたけれども、実際に令和4年までの10年間は移住者などの転入も多かったのか、人口が900人台を維持してきたんですけども、令和5年には844人、令和6年は860人と900人を割って減少しております。令和7年、恐らく11月時点となると思うんですけども、住民基本台帳の人口、先ほど課長が言っていた合計915人、その数字でいいんですか。ちょっと伺います。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

住民基本台帳の11月末現在の総人口ですが、861名となっております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

令和6年と今の時点ではそんなに変わらないということですね。なかなか900人台に戻すのも難しいというか、難しいとは思われますけれども、令和3年から今年度までの第2期座間味村人口ビジョン総合戦略策定では2025年、今年度は753人まで減少する将来推計でしたので、今のところは900、800人の横ばいに近いので、まだまだ前向に捉えてもいいのかなと思っております。来年度には第3期座間味村人口ビジョン総合戦略策定業務が計画されると思います。これまでの分析データがどのようになるのか、そこも楽しみにしています。

最後に令和6年と、もし分かれば今年度、令和7年度の現時点の高齢化率をちょっと伺います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

本村の令和6年度の高齢化率は、各年の10月1日現在では22.8%、令和5年度は23.6%となっております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。先ほど総務課長からもありましたが、大体2割強ぐらいということですね。ありがとうございます。ちょっとそこら辺、村長からトータルの見解を伺いたいんですけども、いいですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず先ほどの高齢化率の話をお話しさせていただきます。少子高齢化と申しますか、超少子高齢化社会に突入している日本国におきまして、今軽く調べさせていただきましたが総務省統計局の推計によりますと、2025年の日本の高齢化率は29.4%でございます。それに対して座間味村が、去年の話ですけれども22.9%、隣の渡嘉敷は26.8%、沖縄県が23.8%ということでございますので、むちゃくちゃ高いかどうかというのはそれぞれの考え方だというふうに考えておりますが、私は決して高いほうではないというふうに考えております。ただ一方で、人口のほうで話をさせていただきますと、先ほど住民課長から話がありました11月末で861人の住基人口がいるということにもかかわらず、ちゃんとした公表はされていませんが、座間味村が沖縄県に対して国調人口の推計の話をさせていただくときに、約830名ぐらいという数字が出ているんです。これは10月1日現在、座間味村に住んでいる方を基本的に調べさせていただいておりますので、ここでの30名の乖離もあります。この30名の乖離は多分、学校に通っている子供たちがそのまま住民票を残している可能性があったり、あるいは沖縄本島の施設に行っている高齢者の方の住所がもしかしたらここにあったり、あるいは住所は残しながら子や孫のところで、沖縄本島、村外の家族のところで住んでいる実態があったりということもあろうかと思いますが、そういったことで考えますと実際の人口は861名ではない、830名ぐらいになるんだろうというふうなことを考えますと、先ほど話しました国調人口からしても、2005年から1,077名、939名、870名、892名、そして830名ということは、やはり楽観視するどころか非常に危機的な状況であるというふうに考えざるを得ないと思っております。だからと言ってほかの自治体がどうかと言いますと、ほかの離島自治体よりはいいのかもしれませんが、ただ、ほかの離島自治体よりは下げ率が少ないからどうだとかという話ではなくて、私たち自身がどう考えるかということが非常に大切でございまして、その中で、同じ回答の繰り返しになりますが、座間味島と阿嘉・慶留間島での、地域ごとの人口の減少率がどうなのかということも踏まえて、今回の国調人口が正式にどんどん細かいところが出されてきます。年齢別とか、いろんな形で人口の推計が出てきますので、そういったところをしっかりと分析しながら、先ほどから話をしている座間味島においてはほぼ横ばいからちょっと増えているかもしれない。阿嘉・慶留間においては非常に危機的に下がっているのではないかとこのように想定がされますので、どこにどういった制度を持つてくるのか。どこに公的資金を投入するのか。そういった形で人口の減少に歯止めをかけるかというのは、やはり行政運営をさせていただいている私の、福祉もやりますとかいろんな公約をいろんな政治家は立てます。福祉を頑張ります、教育を頑張ります、子育て支援を頑張りますという公約もやるんですが、最終的に行き着くところは人口をどう維持していくか、人口をどうやって増やしていくかというのは究極の政治の仕事でもあるというふうに考えて

おりますので、行政職員とともに頑張って、議員の皆さん方の力も借りながら、この危機的な人口減少、これは座間味村だけの話ではないんですが、しっかりと対応できるような施策の展開をこれからも打っていきたいというふうに思っておりますので、ぜひともこれからも御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

村長、詳しい答弁をありがとうございます。村も人口維持のために住みよい環境や、また福祉、子育てなど様々な事業、業務に力を入れておりますが、5年後、10年後もできるだけ人口が保てるように引き続き、村長も今おっしゃってました大きな課題でもあります定住促進にぜひ御尽力いただければと思います。私からは以上です。

○ 議長（宮平喜文）

以上をもちまして6番 宮平清志議員の一般質問はこれで終わらせていただきます。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

日程第6．議案第41号 専決処分の承認について（令和7年度座間味村一般会計補正予算（第5号））から議案第52号 令和7年度座間味村下水道事業補正予算（第1号）についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議長、よろしくお願ひします。議案第41号からの説明の前に、一つだけ修正をお願ひしたいと思います。既にお手元にお配りさせていただいております議案第47号につきまして、正誤表をお渡しさせていただきました。47号の2の歳入の部分、款項節の部分です。「予防」と「要望」、漢字を間違っておりますので、大変申し訳ございませんが各自修正をお願ひしたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。申し訳ございませんでした。それでは議案第41号から説明をさせていただきます。

議案第41号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

- |            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 1 専決処分した内容 | 令和7年度座間味村一般会計補正予算第5号について            |
| 2 専決処分の内容  | 別紙のとおり                              |
| 3 専決処分した日  | 令和7年10月10日                          |
| 4 専決処分の理由  | 令和6年度重点支援地方交付金の給付金・定額減税一体支援枠にかかる給付金 |

(不足額給付)の実施にあたり予算を確保する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分する。

令和7年12月16日提出  
座間味村長 宮里 哲

座間味村告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年度座間味村一般会計補正予算第5号(別紙)

【専決処分理由】

令和6年度重点支援地方交付金の給付金・定額減税一体支援枠にかかる給付金(不足額給付)の実施にあたり予算を確保する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分する。

令和7年10月10日提出  
座間味村長 宮里 哲

令和7年度座間味村一般会計補正予算(第5号)

令和7年度座間味村一般会計の補正予算(第5号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,941千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,182,157千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年10月10日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		257,909	3,941	261,850
	2 国庫補助金	225,830	3,941	229,771
歳入合計		2,178,216	3,941	2,182,157

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		566,112	3,941	570,053
	1 総 務 管 理 費	518,432	3,941	522,373
歳 出 合 計		2,178,216	3,941	2,182,157

議案第42号

#### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

- 1 専決処分した内容 座間味村船舶事業条例の一部を改正する条例について
- 2 専決処分した日 令和7年11月6日
- 3 専決処分の理由 本村船舶事業において、費用の増加により生活航路としての健全かつ安定的な経営維持が厳しい状況にある。このため、周知期間を確保したうえで令和8年1月1日から実施予定としているが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とする。

令和7年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第12号

#### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

座間味村船舶事業条例（1968年座間味村条例第1号）の一部を改正する条例について（別紙）

#### 【専決処分理由】

本村船舶事業において、費用の増加により生活航路としての健全かつ安定的な経営維持が厳しい状況にある。このため、周知期間を確保したうえで令和8年1月1日から実施する予定としているが議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とする。

令和7年11月6日

座間味村長 宮 里 哲

条例第15号

座間味村船舶事業条例の一部を改正する条例について

別表第1の1の表中「2,150」を「2,900」に、「200」を「400」に、「4,090」を「5,510」に、「3,660」を「4,930」に改める。

別表第1の2の表中「1,260」を「1,340」に、「

座間味～阿嘉（急行）	100
------------	-----

」を「

座間味・阿嘉～泊（急行）	1,920
--------------	-------

」に、「3,200」を「3,950」に、「310」を「500」に「6,080」を「7,510」に、「5,440」を「6,720」に改める。

別表第1の3の表中「300」を「500」に改める。

別表第1の4の表中「390」を「430」に、「100」を「110」に、「790」を「870」に、「210」を「230」に、「1,580」を「1,730」に、「320」を「350」に改める。

別表第1の7の表3m未満の項中「920」を「1,010」に、「9,320」を「10,250」に改め、同表3m以上～4m未満の項中「1,150」を「1,260」に、「11,730」を「12,900」に改め、同表4m以上～5m未満の項中「1,390」を「1,520」に、「14,150」を「15,560」に改め、同表5m以上～6m未満の項中「1,620」を「1,780」に、「16,550」を「18,200」に改め、同表6m以上～7m未満の項中「1,850」を「2,030」に、「18,960」を「20,850」に改め、同表7m以上～8m未満の項中「2,090」を「2,290」に、「21,370」を「23,500」に改め、同表8m以上～9m未満の項中「2,320」を「2,550」に、「23,780」を「26,150」に改め、同表9m以上～10m未満の項中「2,560」を「2,810」に、「26,190」を「28,800」に改め、同表10m以上～11m未満の項中「2,790」を「3,060」に、「28,600」を「31,460」に改め、同表11m以上～12m未満の項中「3,030」を「3,330」に、「31,010」を「34,110」に改め、同表12m以上の項中「2,410円を加算」を「2,600円を加算（阿嘉～座間味間250円）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

## 議案第43号

### 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年座間味村条例1号）の一部を改正する条例について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

令和7年人事院勧告に基づく給与の見直しの実施により本条例の一部を改正する必要がある。  
これが本議案を提出する理由である。

#### 条例第16号

### 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の給与に関する条例を次のように改める。

第12条第2項第2号イ中「4,100」を「4,200」に改め、同号ウ中「6,200」を「7,300」に改め、同号エ中「8,300」を「10,400」に改め、同号オ中「10,400」を「13,500」に改め、同号カ中「12,500」を「16,600」に改め、同号キ中「14,600」を「19,700」に改め、同号ク中「16,700」を「22,800」に改め、同号ケ中「片道40キロメートル以上」の次に「45キロメートル未満」を加え、「18,800」を「25,900」に改め、同号に次のように加える。

コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	29,100円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	32,300円
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	35,500円
ス	使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員	38,700円
セ	使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員	42,200円
ソ	使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員	45,700円
タ	使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員	49,200円
チ	使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員	52,700円
ツ	使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員	56,200円
テ	使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員	59,600円
ト	使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員	63,000円
ナ	使用距離が片道100キロメートル以上である職員	66,400円

第17条第1項中「4,200」を「4,700」に改め、同項ただし書中「6,300」を「7,05

0」に改める。

第19条第2項中「125」を「126.25」に、「105」を「106.25」に改め、同条第3項中「125」を「126.25」に、「70」を「71.25」に、「105」を「106.25」に、「60」を「61.25」に改める。

第20条第2項第1号中「105」を「106.25」に、「125」を「126.25」に改め、同項第2号中「50」を「51.25」に、「60」を「61.25」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	

23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300

63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			

	103		310,700	361,900			
	104		311,000	362,300			
	105		311,200	362,800			
	106		311,500	363,200			
	107		311,800	363,500			
	108		312,100	363,800			
	109		312,300	364,200			
	110		312,600				
	111		313,000				
	112		313,300				
	113		313,500				
	114		313,700				
	115		314,000				
	116		314,400				
	117		314,600				
	118		314,800				
	119		315,100				
	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
再任用 職員		基 準 給料月額					
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。							

別表第1の2（第3条関係）

行政職給料表（単労）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外の		円	円	円	円	円
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300

職員	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600

43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	
79	254,400	272,500	304,300	329,600	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	
81	254,800	272,900	305,000	330,000	
82	255,100	273,200	305,500	330,300	

83	255,300	273,500	305,900	330,600
84	255,600	273,700	306,400	330,800
85	255,800	273,900	306,700	331,000
86	256,000	274,100	307,200	331,200
87	256,300	274,400	307,700	331,500
88	256,600	274,700	308,000	331,800
89	256,800	274,900	308,400	332,000
90	257,100	275,100	308,900	332,300
91	257,400	275,400	309,400	332,600
92	257,600	275,600	309,900	332,800
93	257,800	275,900	310,200	333,000
94	258,100	276,200	310,600	333,300
95	258,400	276,500	311,000	333,600
96	258,600	276,700	311,500	333,800
97	258,800	276,900	311,900	334,000
98	259,100	277,200	312,300	
99	259,400	277,400	312,600	
100	259,600	277,700	312,900	
101	259,800	277,900	313,200	
102	260,100	278,100	313,600	
103	260,400	278,400	313,900	
104	260,600	278,700	314,300	
105	260,800	278,900	314,600	
106		279,100	315,000	
107		279,400	315,400	
108		279,600	315,600	
109		279,900	315,800	
110		280,200	316,100	
111		280,500	316,400	
112		280,700	316,600	
113		280,900	316,800	
114		281,200	317,100	
115		281,400	317,400	
116		281,600	317,600	
117		281,900	317,800	
118		282,200	318,100	
119		282,500	318,400	
120		282,700	318,600	
121		282,900	318,800	
122		283,100	319,100	

	123		283,400	319,400		
	124		283,700	319,600		
	125		283,900	319,800		
	126		284,100	320,100		
	127		284,400	320,400		
	128		284,700	320,600		
	129		284,900	320,800		
	130		285,100			
	131		285,400			
	132		285,700			
	133		285,900			
	134		286,100			
	135		286,400			
	136		286,700			
	137		286,900			
再任用職員		基 準 給料月額				
		円 206,200	円 217,300	円 235,900	円 257,800	円 290,200

別表第2（第3条関係）

海事職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	221,200	258,000	299,300	326,200	350,400	373,400
	2	222,900	261,000	300,200	327,700	351,200	374,500
	3	224,600	263,900	301,100	329,200	351,900	375,500
	4	226,200	266,800	301,900	330,200	352,600	375,900
	5	227,700	269,700	302,800	330,900	353,200	376,300
	6	230,400	271,700	303,700	331,600	353,700	377,100
	7	233,200	273,700	304,600	332,400	354,200	377,900
	8	235,800	275,600	305,500	333,200	354,600	378,500
	9	238,500	277,400	306,400	334,100	355,000	379,200
	10	240,700	278,800	307,400	335,100	355,400	380,000
	11	242,800	280,300	308,400	336,100	355,800	380,800
12	244,900	281,700	309,300	337,100	356,100	381,400	

13	246,900	283,000	310,300	337,900	356,400	382,100
14	248,700	284,000	311,300	338,500	356,800	382,900
15	250,500	284,700	312,300	339,000	357,100	383,800
16	252,100	285,300	313,400	339,500	357,400	384,700
17	253,600	285,800	314,200	339,900	357,700	385,400
18	255,100	286,300	315,000	340,400	358,000	386,300
19	256,700	286,700	315,800	340,900	358,300	387,100
20	258,200	287,100	316,800	341,300	358,600	387,900
21	259,600	287,600	317,900	341,700	358,800	388,600
22	260,900	288,400	319,000	342,000	359,100	389,400
23	262,000	289,100	320,000	342,300	359,400	390,300
24	263,200	289,700	321,000	342,600	359,600	391,100
25	264,300	290,300	321,800	342,900	359,800	391,900
26	265,300	290,800	322,600	343,200	360,100	392,500
27	266,400	291,300	323,400	343,500	360,400	393,100
28	267,300	291,800	324,200	343,800	360,600	393,800
29	268,300	292,400	324,900	344,000	360,800	394,500
30	269,200	293,100	325,700	344,300	361,100	395,200
31	270,100	293,800	326,500	344,600	361,400	395,800
32	270,900	294,200	327,300	344,800	361,600	396,400
33	271,600	294,500	328,100	345,000	361,800	396,900
34	272,300	294,800	328,900	345,200	362,100	397,500
35	272,800	295,100	329,600	345,400	362,400	398,000
36	273,300	295,400	330,200	345,700	362,600	398,600
37	273,900	295,900	330,900	346,000	362,800	399,200
38	274,500	296,400	331,700	346,300	363,100	399,900
39	275,000	296,900	332,400	346,600	363,400	400,600
40	275,500	297,500	333,000	346,800	363,600	401,400
41	275,900	298,000	333,600	347,000	363,800	402,200
42	276,300	298,500	334,300	347,300	364,100	403,000
43	276,700	299,000	335,000	347,600	364,400	403,700
44	277,100	299,600	335,500	347,800	364,600	404,400
45	277,700	300,100	335,900	348,000	364,800	405,200
46	278,300	300,700	336,300	348,300	365,100	405,900
47	278,900	301,300	336,700	348,600	365,400	406,500
48	279,500	301,900	337,000	348,800	365,600	407,200
49	280,000	302,400	337,300	349,000	365,800	408,100
50	280,600	303,000	337,600	349,300	366,100	408,900
51	281,200	303,500	337,900	349,600	366,400	409,700
52	281,700	304,000	338,200	349,800	366,600	410,300

53	282,200	304,500	338,400	350,000	366,800	410,800
54	282,700	304,900	338,700	350,300	367,100	411,500
55	283,200	305,400	339,000	350,600	367,400	412,100
56	283,700	305,800	339,200	350,800	367,600	412,800
57	284,200	306,100	339,500	351,000	367,800	413,400
58	284,700	306,500	339,800	351,300	368,100	413,900
59	285,200	306,900	340,100	351,600	368,400	414,200
60	285,600	307,200	340,300	351,800	368,600	414,600
61	286,000	307,600	340,500	352,000	368,800	415,300
62	286,300	308,000	340,800	352,300	369,100	
63	286,600	308,300	341,100	352,600	369,400	
64	286,800	308,500	341,300	352,800	369,600	
65	287,000	308,800	341,500	353,000	369,800	
66	287,300	309,000	341,800	353,300	370,100	
67	287,600	309,300	342,100	353,600	370,400	
68	287,800	309,600	342,300	353,800	370,600	
69	288,000	309,900	342,500	354,000	370,800	
70	288,300	310,100	342,800	354,200	371,100	
71	288,500	310,400	343,100	354,400	371,400	
72	288,700	310,700	343,300	354,600	371,600	
73	289,000	311,000	343,500	355,000	371,800	
74		311,300	343,800	355,200	372,100	
75		311,600	344,100	355,500	372,400	
76		311,800	344,300	355,800	372,600	
77		312,000	344,500	356,000	372,800	
78		312,300	344,800	356,300	373,100	
79		312,600	345,100	356,600	373,400	
80		312,800	345,300	356,800	373,600	
81		313,000	345,500	357,000	373,800	
82		313,300	345,800	357,300	374,100	
83		313,600	346,000	357,600	374,400	
84		313,800	346,200	357,800	374,600	
85		314,000	346,500	358,000	374,800	
86		314,300	346,800	358,300		
87		314,600	347,000	358,600		
88		314,800	347,300	358,800		
89		315,000	347,500	359,000		
90		315,200	347,700	359,200		
91		315,500	348,000	359,500		
92		315,800	348,300	359,700		

	93		316,000	348,500	360,000		
	94		316,300	348,800	360,300		
	95		316,600	349,000	360,600		
	96		316,800	349,300	360,800		
	97		317,000	349,500	361,000		
	98		317,200	349,700	361,300		
	99		317,400	349,900	361,600		
	100		317,700	350,100	361,800		
	101		318,000	350,500	362,000		
	102		318,300	350,700	362,400		
	103		318,500	350,900	362,600		
	104		318,700	351,200	362,800		
	105		319,000	351,500	363,000		
	106			351,700			
	107			352,000			
	108			352,300			
	109			352,500			
再任用職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 227,700	円 243,200	円 245,200	円 267,900	円 297,900	円 328,800
備考 この表は、船舶に乗り組む職員で規則で定めるものに適用する。							

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	

10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000

50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
86	295,800	322,600	360,600	379,900		
87	296,300	323,600	361,400	380,500		
88	296,800	324,600	362,200	381,000		
89	297,200	325,500	362,800	381,300		

90	297,700	326,500	363,400	381,800
91	298,200	327,500	364,000	382,100
92	298,700	328,500	364,600	382,400
93	299,200	329,300	365,000	383,000
94	299,600	330,000	365,400	383,500
95	300,100	330,700	365,900	384,000
96	300,700	331,300	366,300	384,500
97	301,300	331,800	366,800	385,100
98	301,800	332,100	367,200	385,600
99	302,300	332,600	367,700	386,100
100	302,800	333,200	368,100	386,500
101	303,200	333,600	368,400	387,100
102	303,700	334,100	368,900	387,600
103	304,100	334,700	369,200	388,100
104	304,500	335,200	369,500	388,600
105	304,900	335,600	369,900	389,200
106	305,300	336,100	370,400	389,600
107	305,700	336,600	370,900	390,100
108	306,000	337,100	371,400	390,600
109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100	374,100	
115	307,800	339,400	374,600	
116	308,000	339,700	375,100	
117	308,300	339,900	375,500	
118	308,500	340,200	376,000	
119	308,800	340,500	376,500	
120	309,100	340,700	377,000	
121	309,400	340,900	377,300	
122	309,700	341,200		
123	310,000	341,500		
124	310,300	341,800		
125	310,500	342,000		
126	310,700	342,300		
127	311,000	342,600		
128	311,400	342,800		
129	311,600	343,000		

130	311,900	343,200			
131	312,200	343,500			
132	312,600	343,700			
133	312,800	344,000			
134	313,100	344,400			
135	313,400	344,800			
136	313,700	345,200			
137	313,900	345,500			
138	314,200	345,900			
139	314,500	346,300			
140	314,800	346,700			
141	315,000	347,000			
142	315,300	347,400			
143	315,700	347,700			
144	316,000	348,100			
145	316,200	348,400			
146	316,400	348,800			
147	316,700	349,200			
148	317,000	349,600			
149	317,200	349,900			
150	317,400	350,300			
151	317,700	350,700			
152	318,000	351,100			
153	318,400	351,400			
154	318,600				
155	318,800				
156	319,100				
157	319,400				
158	319,700				
159	320,000				
160	320,300				
161	320,700				
162	321,000				
163	321,300				
164	321,600				
165	322,000				
166	322,300				
167	322,600				
168	322,900				
169	323,300				

再任用職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600
備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員として規則で定めるものに適用する。						

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

ただし、座間味村職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第12条第2項第2号セからナについては、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における通勤手当に関する経過措置）

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までににおける改正後の給与条例第12条の規定の適用については、同条第2項第2号中「ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38,700円」とあるのは「ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円」とする。

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 議案第44号

### 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年座間味村条例41号）の一部を改正する条例について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

### (提案理由)

令和7年度人事院勧告に基づく給与の見直しの実施により本条例の一部を改正する必要がある。これが本議案を提案する理由である。

条例第17号

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

給与表別表第1

職員の 区分	職務の級	1級	2級
	号 給	給料月額	給料月額
再任用		円	円
職員	1	195,800	242,000
以外の	2	196,900	243,300
職員	3	198,100	244,700
	4	199,200	246,100
	5	200,300	247,500
	6	202,000	248,900
	7	203,600	250,300
	8	205,200	251,700
	9	206,700	253,100
	10	208,400	254,300
	11	210,000	255,600
	12	211,600	256,900
	13	213,100	258,100
	14	214,800	259,300
	15	216,500	260,500
	16	218,200	261,700
	17	219,400	262,800
	18	221,000	263,900
	19	222,600	265,000
	20	224,100	266,100
	21	225,600	267,000
	22	227,200	268,000
	23	228,800	269,000
	24	230,400	270,000
	25	232,000	271,000
	26	233,700	271,900
	27	235,000	272,700

28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100
62	259,000	296,700
63	259,300	297,200
64	259,600	297,700
65	259,900	298,200
66	260,200	298,800
67	260,500	299,300

68	260,800	299,900
69	261,100	300,300
70	261,400	300,800
71	261,700	301,300
72	262,000	301,900
73	262,300	302,400
74	262,600	302,800
75	262,900	303,100
76	263,200	303,400
77	263,500	303,600
78	263,800	303,900
79	264,100	304,100
80	264,400	304,400
81	264,700	304,600
82	265,000	304,800
83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800
94		308,000
95		308,300
96		308,700
97		308,900
98		309,200
99		309,500
100		309,900
101		310,100
102		310,400
103		310,700
104		311,000
105		311,200
106		311,500
107		311,800

	108		312,100
	109		312,300
	110		312,600
	111		313,000
	112		313,300
	113		313,500
	114		313,700
	115		314,000
	116		314,400
	117		314,600
	118		314,800
	119		315,100
	120		315,400
	121		315,700
	122		315,900
	123		316,200
	124		316,500
	125		316,800
再任用 職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 200,300	円 227,800

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（単労）

給与表別表第1

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級
	号 給	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外の 職員		円	円
	1	198,200	240,400
	2	199,900	241,200
	3	201,600	242,000
	4	203,300	242,700
	5	205,000	243,400
	6	206,700	244,100
	7	208,300	244,900
	8	209,900	245,600
9	211,500	246,400	

10	213,000	247,100
11	214,500	247,800
12	215,900	248,400
13	217,300	249,100
14	218,800	249,500
15	220,300	250,000
16	221,800	250,400
17	223,200	250,900
18	224,600	251,300
19	226,000	251,800
20	227,400	252,200
21	228,800	252,500
22	229,800	252,800
23	230,900	253,100
24	232,000	253,400
25	233,000	253,900
26	233,800	254,400
27	234,700	254,800
28	235,500	255,300
29	236,400	255,800
30	237,200	256,300
31	238,000	256,700
32	238,800	257,100
33	239,600	257,400
34	240,100	257,900
35	240,600	258,400
36	241,100	258,800
37	241,700	259,200
38	242,200	259,700
39	242,700	260,100
40	243,200	260,500
41	243,700	260,900
42	244,000	261,300
43	244,300	261,800
44	244,700	262,100
45	245,100	262,400
46	245,500	262,800
47	245,900	263,200
48	246,300	263,500
49	246,600	263,900

50	246,900	264,300
51	247,200	264,600
52	247,500	264,900
53	247,700	265,300
54	248,000	265,600
55	248,300	265,900
56	248,600	266,300
57	248,800	266,600
58	249,100	266,900
59	249,400	267,200
60	249,600	267,500
61	249,800	267,800
62	250,100	268,100
63	250,400	268,400
64	250,600	268,700
65	250,800	268,900
66	251,100	269,200
67	251,400	269,500
68	251,600	269,700
69	251,800	269,900
70	252,100	270,200
71	252,400	270,500
72	252,600	270,700
73	252,800	270,900
74	253,100	271,200
75	253,400	271,500
76	253,600	271,700
77	253,800	271,900
78	254,100	272,200
79	254,400	272,500
80	254,600	272,700
81	254,800	272,900
82	255,100	273,200
83	255,300	273,500
84	255,600	273,700
85	255,800	273,900
86	256,000	274,100
87	256,300	274,400
88	256,600	274,700
89	256,800	274,900

90	257,100	275,100
91	257,400	275,400
92	257,600	275,600
93	257,800	275,900
94	258,100	276,200
95	258,400	276,500
96	258,600	276,700
97	258,800	276,900
98	259,100	277,200
99	259,400	277,400
100	259,600	277,700
101	259,800	277,900
102	260,100	278,100
103	260,400	278,400
104	260,600	278,700
105	260,800	278,900
106		279,100
107		279,400
108		279,600
109		279,900
110		280,200
111		280,500
112		280,700
113		280,900
114		281,200
115		281,400
116		281,600
117		281,900
118		282,200
119		282,500
120		282,700
121		282,900
122		283,100
123		283,400
124		283,700
125		283,900
126		284,100
127		284,400
128		284,700
129		284,900

	130		285,100
	131		285,400
	132		285,700
	133		285,900
	134		286,100
	135		286,400
	136		286,700
	137		286,900
再任用 職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 206,200	円 217,300

別表第3（第4条関係）

海事職給料表

給料表別表第2

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級
	号 給	給料月額	給料月額
再任用 職員		円	円
以外の 職員	1	221,200	258,000
	2	222,900	261,000
	3	224,600	263,900
	4	226,200	266,800
	5	227,700	269,700
	6	230,400	271,700
	7	233,200	273,700
	8	235,800	275,600
	9	238,500	277,400
	10	240,700	278,800
	11	242,800	280,300
	12	244,900	281,700
	13	246,900	283,000
	14	248,700	284,000
	15	250,500	284,700
	16	252,100	285,300
	17	253,600	285,800
	18	255,100	286,300
	19	256,700	286,700

20	258,200	287,100
21	259,600	287,600
22	260,900	288,400
23	262,000	289,100
24	263,200	289,700
25	264,300	290,300
26	265,300	290,800
27	266,400	291,300
28	267,300	291,800
29	268,300	292,400
30	269,200	293,100
31	270,100	293,800
32	270,900	294,200
33	271,600	294,500
34	272,300	294,800
35	272,800	295,100
36	273,300	295,400
37	273,900	295,900
38	274,500	296,400
39	275,000	296,900
40	275,500	297,500
41	275,900	298,000
42	276,300	298,500
43	276,700	299,000
44	277,100	299,600
45	277,700	300,100
46	278,300	300,700
47	278,900	301,300
48	279,500	301,900
49	280,000	302,400
50	280,600	303,000
51	281,200	303,500
52	281,700	304,000
53	282,200	304,500
54	282,700	304,900
55	283,200	305,400
56	283,700	305,800
57	284,200	306,100
58	284,700	306,500
59	285,200	306,900

60	285,600	307,200
61	286,000	307,600
62	286,300	308,000
63	286,600	308,300
64	286,800	308,500
65	287,000	308,800
66	287,300	309,000
67	287,600	309,300
68	287,800	309,600
69	288,000	309,900
70	288,300	310,100
71	288,500	310,400
72	288,700	310,700
73	289,000	311,000
74		311,300
75		311,600
76		311,800
77		312,000
78		312,300
79		312,600
80		312,800
81		313,000
82		313,300
83		313,600
84		313,800
85		314,000
86		314,300
87		314,600
88		314,800
89		315,000
90		315,200
91		315,500
92		315,800
93		316,000
94		316,300
95		316,600
96		316,800
97		317,000
98		317,200
99		317,400

	100		317,700
	101		318,000
	102		318,300
	103		318,500
	104		318,700
	105		319,000
	106		
	107		
	108		
	109		
再任用 職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 227,700	円 243,200

別表第4（第4条関係）

医療職給料表

給料表別表第3

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級
	号 給	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外の 職員		円	円
	1	221,700	254,700
	2	223,600	256,800
	3	225,400	259,000
	4	227,100	261,200
	5	228,800	263,400
	6	230,700	264,400
	7	232,500	265,200
	8	234,200	266,100
	9	235,900	266,900
	10	237,800	268,000
	11	239,700	269,100
	12	241,600	270,000
	13	243,400	270,800
	14	245,400	271,500
	15	247,400	272,200
	16	249,400	273,000
17	251,400	274,100	

18	253,400	275,000
19	255,500	275,900
20	257,500	276,800
21	259,400	277,800
22	260,600	278,800
23	261,700	279,700
24	262,800	280,700
25	263,900	281,500
26	264,700	282,400
27	265,600	283,300
28	266,400	284,200
29	267,200	285,200
30	267,900	285,900
31	268,600	286,600
32	269,300	287,300
33	270,100	287,900
34	270,700	288,500
35	271,300	289,000
36	271,800	289,400
37	272,400	289,800
38	273,100	290,400
39	273,800	290,900
40	274,500	291,300
41	275,200	291,700
42	275,800	292,200
43	276,500	292,600
44	277,100	293,100
45	277,900	293,600
46	278,600	294,000
47	279,300	294,500
48	279,900	294,900
49	280,400	295,400
50	280,900	295,800
51	281,300	296,300
52	281,700	296,800
53	282,000	297,200
54	282,500	297,600
55	282,900	298,100
56	283,300	298,500
57	283,700	299,000

58	284,100	299,700
59	284,400	300,400
60	284,700	301,100
61	285,100	301,800
62	285,500	302,700
63	285,900	303,600
64	286,200	304,300
65	286,500	305,000
66	286,900	305,900
67	287,300	306,700
68	287,600	307,500
69	288,000	308,200
70	288,500	309,100
71	288,900	310,000
72	289,200	310,800
73	289,600	311,700
74	290,100	312,500
75	290,600	313,400
76	291,100	314,300
77	291,600	315,100
78	292,100	316,000
79	292,700	317,000
80	293,100	317,900
81	293,600	318,400
82	294,000	319,200
83	294,500	320,100
84	295,000	320,900
85	295,400	321,700
86	295,800	322,600
87	296,300	323,600
88	296,800	324,600
89	297,200	325,500
90	297,700	326,500
91	298,200	327,500
92	298,700	328,500
93	299,200	329,300
94	299,600	330,000
95	300,100	330,700
96	300,700	331,300
97	301,300	331,800

98	301,800	332,100
99	302,300	332,600
100	302,800	333,200
101	303,200	333,600
102	303,700	334,100
103	304,100	334,700
104	304,500	335,200
105	304,900	335,600
106	305,300	336,100
107	305,700	336,600
108	306,000	337,100
109	306,200	337,500
110	306,500	337,800
111	306,700	338,100
112	307,000	338,400
113	307,300	338,700
114	307,500	339,100
115	307,800	339,400
116	308,000	339,700
117	308,300	339,900
118	308,500	340,200
119	308,800	340,500
120	309,100	340,700
121	309,400	340,900
122	309,700	341,200
123	310,000	341,500
124	310,300	341,800
125	310,500	342,000
126	310,700	342,300
127	311,000	342,600
128	311,400	342,800
129	311,600	343,000
130	311,900	343,200
131	312,200	343,500
132	312,600	343,700
133	312,800	344,000
134	313,100	344,400
135	313,400	344,800
136	313,700	345,200
137	313,900	345,500

	138	314,200	345,900
	139	314,500	346,300
	140	314,800	346,700
	141	315,000	347,000
	142	315,300	347,400
	143	315,700	347,700
	144	316,000	348,100
	145	316,200	348,400
	146	316,400	348,800
	147	316,700	349,200
	148	317,000	349,600
	149	317,200	349,900
	150	317,400	350,300
	151	317,700	350,700
	152	318,000	351,100
	153	318,400	351,400
	154	318,600	
	155	318,800	
	156	319,100	
	157	319,400	
	158	319,700	
	159	320,000	
	160	320,300	
	161	320,700	
	162	321,000	
	163	321,300	
	164	321,600	
	165	322,000	
	166	322,300	
	167	322,600	
	168	322,900	
	169	323,300	
再任用 職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 248,800	円 269,700

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

### (給与の内払)

2 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

### (規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 議案第45号

### 座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例（平成18年座間味村条例第8号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1条第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 提案理由

本村くじらの里におけるキャンプ場及びコテージの運営において、昨今の物価高騰に加え、人件費、修繕費も年々増加しており、健全かつ安定的な経営維持が厳しい状況にあることから料金の改定を行う必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

## 条例第18号

### 座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例を次のように改める。

別表第2（第12条関係）中「510円」を「700円」に、「250円」を「350円」に、「21,390円」を「28,000円」に、「2,550円」を「3,400円」に、「2,040円」を「2,700円」に、「1,020円」を「1,350円」に、「3,560円」を「4,700円」に改める。

## 附 則

この条例は令和8年4月1日から施行する。

## 議案第46号

### 座間味辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第8項の規定により、座間味辺地に係る総合整備計画書の変更について議会の議決を求める。

令和7年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

#### 提案理由

座間味辺地に係る総合整備計画（令和4年度から令和8年度）について、下水道施設、道路整備の追加が生じ、総合整備計画の変更について議会の議決を経る必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

## 議案第47号

### 令和7年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

### 令和7年度座間味村一般会計補正予算（第6号）

令和7年度座間味村一般会計の補正予算（第6号）は、次の定めるところによる。

#### （歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113,329千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,295,486千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### （地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年12月16日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		107,306	6,456	113,762
	1 村 民 税	47,131	4,974	52,105
	5 法 定 外 目 的 税	10,500	1,482	11,982
10 地 方 交 付 税		1,055,000	9,316	1,064,316
	1 地 方 交 付 税	1,055,000	9,316	1,064,316
11 分 担 金 及 び 負 担 金		1,623	△440	1,183
	1 分 担 金	1,623	△440	1,183
12 使 用 料 及 び 手 数 料		90,637	6,278	96,915
	1 使 用 料	84,772	5,798	90,570
	2 手 数 料	5,865	480	6,345
13 国 庫 支 出 金		261,850	64,106	325,956
	1 国 庫 負 担 金	30,884	100	30,984
	2 国 庫 補 助 金	229,771	64,006	293,777
14 県 支 出 金		248,973	△646	248,327
	2 県 補 助 金	201,481	△794	200,687
	3 県 委 託 金	31,398	148	31,546
16 寄 附 金		5,767	2,470	8,237
	1 寄 附 金	5,767	2,470	8,237
18 繰 越 金		95,803	7,877	103,680
	1 繰 越 金	95,803	7,877	103,680
19 諸 収 入		24,343	1,812	26,155
	4 雑 入	17,552	1,812	19,364
20 村 債		44,200	16,100	60,300
	1 村 債	44,200	16,100	60,300
歳 入 合 計		2,182,157	113,329	2,295,486

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		37,033	196	37,229
	1 議 会 費	37,033	196	37,229
2 総 務 費		570,053	2,299	572,352
	1 総 務 管 理 費	522,373	1,517	523,890
	2 徴 税 費	19,933	1,759	21,692
	3 戸籍住民基本台帳費	20,878	△667	20,211
	4 選 挙 費	5,048	△310	4,738
3 民 生 費		196,678	2,475	199,153
	1 社 会 福 祉 費	151,489	494	151,983
	2 児 童 福 祉 費	45,189	1,981	47,170
4 衛 生 費		181,901	11,250	193,151
	1 保 健 衛 生 費	96,535	3,214	99,749
	2 清 掃 費	85,366	8,036	93,402
6 農 林 水 産 費		47,062	104	47,166
	1 農 業 費	14,748	209	14,957
	2 林 業 費	16,384	511	16,895
	3 水 産 業 費	15,930	△616	15,314
7 商 工 費		163,974	7,122	171,096
	1 商 工 費	163,974	7,122	171,096
8 土 木 費		173,601	83,353	256,954
	1 土 木 管 理 費	21,574	2,695	24,269
	2 道 路 橋 り よ う 費	57,699	80,000	137,699
	4 港 湾 費	7,284	293	7,577
	6 住 宅 費	23,180	225	23,405
	7 空 港 費	20,223	140	20,363
9 消 防 費		220,401	4,664	225,065
	1 消 防 費	220,401	4,664	225,065
10 教 育 費		287,536	1,726	289,262
	1 教 育 総 務 費	114,227	2,832	117,059
	2 小 学 校 費	71,186	△814	70,372
	3 中 学 校 費	18,704	△1,364	17,340
	4 幼 稚 園 費	40,520	474	40,994
	5 社 会 教 育 費	3,956	8	3,964
	6 保 健 体 育 費	38,943	590	39,533

款	項	補正前の額	補正額	計
12 公 債 費		143,778	140	143,918
	1 公 債 費	143,778	140	143,918
歳 出 合 計		2,182,157	113,329	2,295,486

第2表 地 方 債 補 正

単位：千円

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
辺地対策事業債	3,000	16,000	19,000	(借入方法) 証書借入又は 証券発行による。  (借入時期) 令和7年度。 (ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる)	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
緊急防災・減災事業債	700	100	800			
計	3,700	16,100	19,800			

議案第48号

令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算(第3号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ838千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243,499千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		39,076	838	39,914
	1 一般会計繰入金	39,076	838	39,914
歳入合計		242,661	838	243,499

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		17,176	229	17,405
	1 総務管理費	17,120	229	17,349
2 保険給付金		157,754	500	158,254
	3 出産育児諸費	2,501	500	3,001
9 諸支出金		50	109	159
	1 償還金及び還付金	50	109	159
歳出合計		242,661	838	243,499

議案第49号

令和7年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

令和7年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度座間味村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,202千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		3,114	100	3,214
	1 一般会計繰入金	3,114	100	3,214
歳入合計		9,102	100	9,202

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		6	100	106
	1 償還金及び還付加算金	6	100	106
歳出合計		9,102	100	9,202

議案第50号

令和7年度座間味村船舶事業会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

令和7年度座間味村船舶事業会計補正予算(第3号)

第1条 令和7年度座間味村船舶事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度座間味村船舶事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入			
第1款	船舶運航事業事業収益	1,110,078千円	102,818千円	1,212,896千円
第1項	営業収益	747,508千円	102,818千円	850,326千円
	支 出			
第1款	船舶運航事業事業費用	1,182,560千円	79,446千円	1,262,006千円
第1項	営業費用	1,145,736千円	79,446千円	1,225,182千円

第3条 予算第8条中「265,004千円」を「273,588千円」に改める。

#### 議案第51号

#### 令和7年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 令和7年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度座間味村簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度座間味村簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出			
第1款	簡易水道事業費用	376,602千円	5,210千円	381,812千円
第1項	営業費用	112,660千円	5,210千円	117,870千円

第3条 予算第4条本文括弧書きを「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額29,782千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額942千円、当年度損益勘定留保資金30,724千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入			
第1款	資本的収入	30,200千円	4,200千円	34,400千円
第1項	企業債	10,200千円	4,200千円	14,400千円
	支 出			
第1款	資本的支出	59,510千円	5,614千円	65,124千円

第1項 企業債償還金 29,150千円 5,614千円 34,764千円

第4条 予算第5条の表中限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
建設改良等	10,200千円	14,400千円

第5条 予算第8条中「6,207千円」を「7,312千円」に改める。

令和7年12月16日提出

沖縄県座間味村長 宮里 哲

議案第52号

令和7年度座間味村下水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

令和7年度座間味村下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度座間味村下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度座間味村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 下水道事業費用	131,236千円	3,128千円	134,364千円
第1項 営業費用	128,515千円	3,128千円	131,643千円

第3条 予算第4条本文括弧書を「（資本金収入額が資本金支出額に対し不足する額31,197千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本金の収支調整額1,983千円、当年度分損益勘定留保資金29,214千円で補填するものとする。）」に改める。

第4条 予算第8条中「4,243千円」を「4,912千円」に改める。

令和7年12月16日提出

沖縄県座間味村長 宮里 哲

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

これで提出議案の説明は終わります。

日程第7. 議案第41号 専決処分の承認について（令和7年度座間味村一般会計補正予算（第5号））議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

全協でもお聞きしたんですけれども、再度お聞きします。定額減税給付の不足分ということで、対象人数は何名でしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

対象者といたしましては、92名を想定しております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 専決処分の承認について（令和7年度座間味村一般会計補正予算（第5号））採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第41号 専決処分の承認について（令和7年度座間味村一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

日程第8. 議案第42号 専決処分の承認について（座間味村船舶事業条例の一部を改正する条例）議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

すみません。この専決処分に関して一つ、島割、片道の料金ができたことはとてもありがたく思っています。ありがとうございました。それと、みつしまの料金は変わらないということではないでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

すみません、みつしまの料金も変更があります。島割は変更はありませんが、一般の方は変更があります。みつしまは現在300円ですが、500円に変更となります。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

専決処分をしたいという旨で村長からお電話がありました。私の考えはもっと、1月1日からじゃなくて、もうちょっと議論を深めてからでもよかったのかなと思っています。村長は国にいろいろ掛け合って、この値段にしたと思います。村民割引に関してはそのまま同じということで、村民にはそんなに被害がないのかなと思うんですけども、例えば車両運賃の値上げとか、それと那覇から来られる観光客の方には非常に痛手じゃないかなと私は思っています。もっと経営改善の部分で議論を深めたかったという思いもあります。慶良間へ旅行に行くときに、渡嘉敷との運賃の格差を比べると、まだ渡嘉敷は値上げしていない状態で、例えば家族連れで大人2人、子供2人で座間味に来た場合、フェリーで往復で1万6,540円、渡嘉敷の場合は9,640円ということで6,900円の差があります。それとあと高速船の場合も、座間味で大人2人、子供2人が旅行に行こうと思ったときに2万2,540円、渡嘉敷は1万4,040円、8,100円の差があります。旅行者の立場になって考えると、やっぱり同じ慶良間でもかなりの違いがあるかなと思うので、補正でも運賃を値上げした後の利益を書いていますけれども、果たしてそれだけの旅客人数があるのか。また、今からだったらホエールウォッチングとかがありますけれども、そういうのも考えるとかなり観光業として影響がある。それとあともう一つ、車両運賃なんかも、たまたまうちの息子が今家を造ろうとしています。観光客の車と、あと仕事で来られる人の車もかなりあると思います。そういう中で全てが上がっていくと、家を造るのも造れなくなるんじゃないとか、いろいろ不安なことがあります。もうちょっと私は専決でやるのではなく、議論をしてやっていただきたいかと思っています。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件に関しましては、又吉議員の意見もごもっともだというふうに思っております。その一方で、これまでも議論をさせていただきました船賃の改定の前から船舶事業の予算編成に当たっては、実際にこれだけの収益の中で採算が取れるのか。あるいは、この収益は1年を通して予算の中で本当にそれだけの収益を上げられるのかということもあり、一方で物価高騰に伴う燃料費の高騰、それからドッグ費用に関しては1.5倍まで上がってきている状況がございます。そういった状況も踏まえ総合的に勘案した結果、船賃の値上げをやるということで前々から話をさせていただいたところがございますが、この状況におきまして又吉議員のおっしゃる意見も一つの考え方だというふうに私も認識しております。そういう状況の中ではありますが、例えば今年度だけでも既に一般会計から航路会計に赤字補填分として2億円近く補填をさせていただいております。この2億円というのがどういう金額かと言いますと、コロナ禍前、財政調整基金が7億円弱ありました。現在、資金運用を含めて3億円ぐらいしかない状況の中で全てが船舶とは言いませんが、ほとんどが船舶事業の赤字補填に充てられているという状況でございます。昨今いろいろな経営状況といえますか、社会情勢が変わっていく中で県外の自治体においては、あと3年も4年も財政調整基金がもたないよという自治体が出てきて、資金繰りができない、財政破綻をする自治体が目の前に迫っているというニュースを何件か拝見させていただいております。その予備軍になり得る可能性があるのが座間味村だと認識しております。本村においては三位一体の改革の頃、座間味村は全国でもワースト5に入るような財政状

況が悪い中で、いろいろな住民サービスの制限を余儀なくされたという経験もありまして、そのとき私は財政担当として非常に苦しい思いをしながら予算編成をしたのを今でも覚えております。そういったことを考えますと、まずは一般会計をはじめ国保、福祉系の予算がしっかりと充填されることで、一般会計における住民福祉サービス、福祉のサービス、行政サービスがしっかりとできるためには、それなりの緊急的な支出も含めた普通預金である財政調整基金の蓄えというのは非常に重要であるというふうに考えているところでございます。そういったことも含めて船賃の値上げに至ったわけですが、本当に先ほどから話をするようにドッグ費用だけで1.5倍になっているんです。1億円弱だったのが1億5,000万円、これは来年も同じことが起こります。物価高騰のあおりを受けますとさらに高くなる可能性もありまして、これは例えば物価高騰でドッグ費用が高くなるだけではなくて、昨今の物価高騰で民間企業の賃金上がることで、この後出てくる職員の給与も上がります。これはとてもいいことだと私は思うのですが、そこも給与に関しても補助金はございません。交付税、あるいは一般財源でしっかりと蓄えをしながら、職員の皆さんにもそれなりの経済状況に合った給与体系を維持しつつも、それをやることによってさらに職員に頑張ってもらって、住民の皆さんに対する行政サービスの充実に努めていくというのが基本だというふうに私は考えておりますので、そういった中では非常に心苦しいところではございますが、船賃を上げさせていただき決断をさせていただきました。とはいえ、村民の皆様にはできるだけそういったことがないように、しっかりと国との折衝をする中で、まだ最終確定は来ておりませんが、前段階でありますけれども、年内にこの決定通知を頂いて、住民の負担の増加はないというような仕組みをつくるのがほぼほぼ可能となるような状況になってきていることを申し添えたいと思います。それと隣村、渡嘉敷との船賃の話ですが、そもそもこの話は座間味村だけではなくて、沖縄県内の離島航路の集合体であります離島航路維持確保推進協議会という大きな組織がございまして、座間味もその中に入っていて、その経営状況の把握をお互いさせていただいております。その中で経営改善についても厳しくチェックをされる状況がございまして、座間味村もそれなりの経営改善を行ってきているところでございますが、現状に至っているということ。そういった中で隣村の栗国村、渡嘉敷村に対して1年前から、どうせ値上げをするのであれば一緒にやったほうが国と、東になってという言い方もおかしいと思うんですけども、一緒になって値上げの交渉をしませんかという話をさせていただく中で、これは議会の中だけの話にさせていただきますが、じゃあ一緒に値上げについて国に要請していこうねという、ちゃんとした文書は交わしていないですけども、お互いの村長、そして担当課長で話を進めていたところなんですけども、隣村2村に関しましては結局行動に移さなかったというのが実情でございまして、私たちはその方向性に対して、隣村の考え方ですからそこに対しては何も言うつもりはございませんが、当初の予定では渡嘉敷村も一緒に値上げの話をするというふうなことで話を進めていたというのはぜひ、ここの中の話、表に出ますけれども、御承知おきをいただいて、多分渡嘉敷も去年の話で行きますと近いうち、来年度あたりには船賃の値上げの交渉が始まってくるかというふうに思っています。そういった意味では座間味村、うちの課長は非常に、この値上げが9月に否決していただきましたというはおかしな言い方ですが、9月に値上げ幅が少ないんじゃないかということで、経営健全化に向けた金額が勝ち取れるように頑張れと議員の先生方からおっしゃっていただいた直後から、うちの担当課長にしっかりと頑張ってもらって、県や国としっかりと折衝をした結果が今回の船舶の料金だということもぜひ御理解をいただいて、観光客に対する申し訳なさはありますが、まずはこの船を維持することが地域住民の地域公共交通としての役割だということも御理解をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

#### ○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

先ほどの村長の気持ちもすごく分かりますけれども、一日も早く値上げをしたいというあれもあります。もちろん一般財源から2億円船舶に出ていると、それも分かっています。そういう中で法定外目的税とか、もっと何か考えることがいっぱいあったんじゃないかなと。その上で仕方なく値上げというふうになるのであれば私も納得するんですけれども、ほかの議員の方が皆さんあれだったので、専決ということで決断されています。ただ、私はあくまでも1月1日に上げることにしても納得できないということで、もうちょっと議論を深めていただきたかったと思っています。それで反対といたします。

○ 議長（宮平喜文）

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

一度船舶の料金の案を出していただいて、それを臨時議会で諮って、それで結局上げて赤字だよなということで、いや、それは認められませんと。議会でそれを認めてしまうと、これ以上何もできなくなるからということで、もう一度という形で反対しました。次に上がってきた今回の料金ですけれども、やはり一番私も危惧していたのは、一般会計からの持ち出しで財政破綻が起きると元も子もないところが一番大きい。周りの近隣市町村との足並みを合わせて一緒にという話も、向こう側が乗ってこなかったのは、それはそれではないと思います。別に一緒にやる必要はないですし、座間味村が必要と思えばそこを進めていくべきでありますし、1月1日にやったほうがいいのは、やはり私は一日でも早く料金改定して、しっかりとお金を取らないといけません。私も、そうすると恐らく事業者たちからこんなして値上げになって、変な話、うちの客が来なくなる、渡嘉敷に行っちゃうんじゃないかとかというクレームが出るかなとも思ったんですけれども、そこは料金が上がったから来ないというのは全く見当違いな話で、料金が上がっても好きだからという、そのファンづくりをしっかりと事業者がやれば、逆にやっとなげてくれたか、それで赤字がなくなると、そこまでなかなか観光客は分からないと思いますけれども、しっかりと料金に応じて島づくり、海づくり、観光客づくり、観光産業を主としてやるのであれば、それを担う事業者づくりも必要だと思いますので、もちろんこれは文江さんともちょっと話をしたこともありますけれども、私はやはり1月1日、切りのいいときにすばっと料金を上げますと言えたほうがいいと思うので、私はこの専決は賛成であります。

○ 議長（宮平喜文）

これで討論を終わります。

これから議案第42号 専決処分の承認について（座間味村船舶事業条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

異議がありますので、起立によって採決します。本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって議案第42号 専決処分の承認について（座間味村船舶事業条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

日程第9. 議案第43号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題にします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第43号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第44号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第44号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第45号 座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番(西田吉之介議員)

全協のときに頂いた料金改定根拠資料からちょっと質疑です。料金改定率、真ん中あたりの計算で売上高に対して経費(土地購入と修繕を除く)という、大きな数字になる土地購入と修繕費を除いた額での計算になっているんですけども、なぜ土地購入と修繕費を除いた数字での計算をしたのか伺います。

○ 議長(宮平喜文)

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長(仲宗根 寛)

土地購入と修繕費、やはりこちらが毎回突発的に出てくるものではありますが、金額が高くなっております。こちらを含めると値上げ率が大幅上がることとなりますので、土地購入はある年もあれば、ない年もありますので、そちらと修繕費も大規模なのか小規模なのかというところがありますので、そちらは省いて計算させていただきました。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

その下の経費の詳細のところでは修繕費、令和4年度から5、6、7とあります。この4つを足して4で割ると、平均して約160万円の修繕費が毎年かかると。この料金改定は修繕費を除かれていますけれども、これに修繕費を入れると本来黒字になるはずの123万3,222円黒字になる予定ですが、そこに含まれていない経費分160万円を入れると、これはまた赤字になっちゃうんですね。料金改定は確かに必要なことなので、いいとは思いますが。これを踏まえて、じゃあ一体全体売上は令和7年9月時点で710万210円というふうには売上高が上がっていますが、これの内訳を伺いました。そこで出てきた数字がやはりコテージの1棟当たり2万1,390円での売上が全体の54.5%を占めるということで、コテージの収入が結構大きいんです。料金を改定した後、ただ、コテージもかなりぼろぼろになってきているんですけども、今後料金を改定した後に恐らく修繕とかもまたかかるとは思いますけれども、どのような見通しでキャンプ場を黒字経営するかという議論というか、見通しというのはあるんでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

見通しは、今のところまだ検討はしたことはないです。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

キャンプ場施設はかなり大きい土地にまたがっております。実際に利用されているところはコテージのところと海辺のほうだと思います。これを見るとオートキャンプサイトとか、グランピングキャンプサイトというのが、ほぼほぼ1%満たない売上比率になっています。私もあまり阿真のキャンプ場を使ったことはないんですけども、全国的にキャンプがニーズも高まってはいると思います。中にはうまいこと経営されているところもあると思いますので、またこれは阿真地区にあるキャンプ場なので阿真の方々の意見交換とか、どのようにここをうまく活用して、よりよいキャンプ場としてやはり黒字化にできるかが問題だと思いますので、その辺の協議を行ってほしいんですけども、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

確かに数十年前ですか、キャンプ場も指定管理ができるように条例を改正しております。それ以降、指定管理の指定はしていませんが、今後やはり考えてキャンプ場のうまい活用ができたならばと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第45号 座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第46号 座間味村辺地総合整備計画の変更協議について議題にいたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

#### ○ 2番(西田吉之介議員)

座間味村阿真線落石対策事業について伺います。ここがどれぐらい危険な箇所なのか。あとなぜここが、歩道を海側に寄せるといふ計画だと思います。どれぐらい落石があったとか、危険箇所の実態というか実情をお願いします。

#### ○ 議長(宮平喜文)

宮平 明産業振興課長。

#### ○ 産業振興課長(宮平 明)

10月27日に住民に説明会を開きまして、そのときにも御説明しました。大きい落石は何年前ですかね、7年前ぐらいに2回、道を塞ぐような大きい落石がございました。毎年台風後とか大雨が降った後、この歩道のほうに石が、大きい石ではないですけども、小さい石が落ちています。この原因といたしましては、今阿真線の歩道部分にある斜面は千枚岩と言いまして、風化が激しくなっていくとぼろぼろになって落ちてくる石となっております。今この500メートルぐらい歩道を付け替える予定ですけども、その区間のほぼ7割か8割ぐらい、そういう落石がある箇所になっておりまして、まずそれが危険な頻度、落石でどうしても対策をしないとイケないという理由です。小さい石でも30メートルから40メートルぐらい高いところでは斜面がありますので、そこから例えば1センチ四方の石が歩道に落ちてきても、頭に当たってしまうと大けがをしてしまうというぐらい危険な箇所だと思っております。なぜその対策だけでは済まなく、歩道を反対側につける必要があるかというお話になりますけれども、まず今石が落ちてくる場所についても網をかけて対策は一応行う予定です。けども、この網の形状が5センチぐらいの網になっております。その網の間から小さい石が落ちる可能性があります。それを落とさないためには完全に塞ぐ必要があります。斜面を固める必要があります。斜面を固めるとなるとセメントのモルタル吹きつけとか、そういう少しでも石の落ちてこないような工法を選択することになるんですが、御存じのとおり本島から港に入ってくるときに一番先に景観として見るのが、その阿真線の斜面の部分が目に入ってきます。そこを人口の構造的なものが見える風景にしてしまうと第一印象がとて悪くなるというふうに考えておりまして、その部分の景観はそのまま残しながら、3メートルの歩道を反対側につける。大きい石は落ちてきません。ですから、車道は安全です。歩道は、その代わり進入の防止策をつけます。歩道はそれが使えなくなるので、反対側に付け替

えますという流れの事業でございます。そういう面からも歩道を反対側につけて、快適な住民の暮らしが確保できればと思います。住民説明会で30名ぐらい、いらしておりました。その中で反対する方は1人もいませんでした。海を埋め立てるといふ部分が出てくるので、私たちは少し懸念しておりました。海の事業者とか観光の事業者から反対されるかもしれないという懸念もあったんですが、逆に観光の道路として活用できるので、ぜひ進めてほしいという意見が多数ありましたので、すぐその月の27日、県のほうのヒアリングに行きまして、ぜひ事業化したいという旨伝えたところ、オーケーをもらいましたので、今申請しているところでございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 座間味村辺地総合整備計画の変更協議について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第46号 座間味村辺地総合整備計画の変更協議については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第47号 令和7年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

まず歳入のほう、8ページから伺いたいと思います。8ページの一番下、慶留間公民館、歳入のほうで33万4,000円とありますが、詳細を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

利用者の増による使用料の増額があったため、その分補正の増額をさせてもらっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。その下、9ページの農林水産使用料のところ、古座間味ビーチのシャワー使用料が16万5,000円、その下、ニシバマビーチのシャワー使用料が21万円。ニシバマビーチのほうは男性トイレ、シャワー室が2つあります。女性が、シャワー室が3つあります。計5つで稼働しています。古座間味のほうは恐らく利用頻度とか、あと観光客の入域数はかなり多いとは思いますが、ニシバマのほうは売上げが上がっているということで古座間味のほうを見に行きました。古座間味は男性シャワー室が4つ、そのうち2つは故障。女性シャワー室が6つ、そのうち4つが故障。それはそうですね。壊れて

いるんだから利用ができない。次年度に向けてどういう計画で、故障を直すのか。あと昨日見に行ってきましたけれども、やはり清掃が全然行き届いていない。冬場でも外国人観光客は行くと思います。ただ、売店のほうは閉まっていた。前にもトイレ清掃について私はしつこく言っているんですけども、副村長の答弁では向こうの事業者、管理者がトイレ清掃を行うということで、させるという話でしたが、冬場のクローズの時期でもバスは運行していますよね。お客さんは行く。男子トイレも女子トイレも今行ったら清掃されていませんし、ごみが散乱していますし、トイレットペーパーの補充も1個もないです。全部空っぽ状況です。この状況を見て、どう対応していくのかも含めて、故障しているシャワーも含めてですけども、答弁のほうを伺ってよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

このシャワーの故障については、シャワーの部分は何回も直してはいるんですけども、壊れる頻度が多くて、事業者、修理の業者を那覇から呼ぶことになるんですけど、そこがなかなか呼べていないということが今稼働していない原因だと思います。次年度に向けては、整備はもちろんです。全部修理で整えた上で事業を早急に進めていきたいというふうに思っております。この清掃等につきましては、西田議員がおっしゃっているとおり事業者にお任せしている部分ではあります。我々の担当の者がシャワーの改修に行くときに確認して、例えば清掃がされていない場合は注意するように話をしていますが、今事業者が開いていないときには電話するなり、それはもう約束ですので、開いていない時期でも清掃するということは約束をしておりますので、それは清掃するように促す。もしやらなければ、要は私たちは役場の指示に従わなければ退去することも最初うたっておりますので、その辺も話しながらなるべく早急に対応したいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩  
再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

すみません、ちょっと休憩が入ってしまったので。そのシャワーを直すというところで、ぜひ次年度は夏シーズンが来る前にはしっかりと、観光客がかなり来ますので、恐らくシャワーが全部で10台稼働すれば、かなりの収益になると思います。しっかり取れるところからはお金を取るようにしていただきたいと思えます。もしトイレ清掃を冬の間、借りている業者が閉めていないとか、いろんな事業者のやり方がありますので早く閉めるところもあつたりします。指導してできないのであれば、それはしっかりと契約を結ぶなり、もしくはちゃんとその清掃部隊をつくるとかいろんなやり方があると思いますので、やっぱりトイレやシャワー室が汚いと、どんなに故障していなくても使いません。旅行先で皆さんが行ったときのことを考えても、汚いトイレを使おうと思う人はいませんので、ぜひそういうところをしっかりと把握というか、管理・指導をしてもらいたいと思えます。昨日ちょっと見に行ったときに、施設内ですけども、ごみ箱もごみも散乱していますし、施設内の状況も物が乱雑な状況です。お客さんを迎えるという上で、デッキの修繕もされています。あれだけ海に行く動線はきれいにしておいて、あの施設があんな汚い状況というのはなかなか、逆に

こう言ったら失礼ですけども、「座間味の議員さん、しっかりしてください」と言いたいぐらいですけども、施設の運営についてあそこをどういう行政指導というか、そういう指導というのはやられているんでしょうか、伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

今見かけたときには、その場で注意をするようにはいたしております。まずもってなんですが、根本的に施設も古いです。建物がですね。今後数年以内にその辺の改修も含めて検討していく必要性はあると思いますが、今のところはトイレ等の中とか掃除等をしっかり事業者、守らない方には指導、今言われたように強制的な指導も必要なのかなと。今まで我々がちょっと甘かったのかなという部分もありますので、議会のほうからこういう指摘を受けているよということで、この業者のほうにもしっかり注意をしていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

関連してですけども、私が議員になったときからこの話はさせていただいています。いつもお答えは、そういうふうと同じです。ただ、全然解決策が、今日、私は西田議員から今聞いてびっくりして、全然解決されていない、改善されていないというのがあります。ただ延ばしているだけという感じもあって、実際トイレは汚いです。あそこは本当に施設自体がもう古いです。だから前、私が言ったのは、別にトイレを先に造って、そしてトイレの清掃に関しては観光課で雇っている清掃の方をまたプラスアルファしてお願いするとか、いろんな方法があると思います。業者に言っても聞かないと、業者に矛先を向けているのも全然解決されていない事実があるので、たまたま見たときは言っていますと言うだけじゃなくて、常にきれいにしていきたい。それにはどうしたらいいかと、もっと解決策を考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

今根本的にはその施設を改修し、新しくするのがベストだとは思いますが、ただ、財政状況等も踏まえ、事業の採択、補助事業があるか等も踏まえ、その検討はまだしている状況ではありませんので、今文江議員がおっしゃった別の方に清掃をお願いするというのも一つの解決策ではあるんでしょうけれども、我々は入居していただくときにそこはしっかりその事業者と約束をしている部分でありますので、その事業者に矛先を向けるというわけではないんですが、注意をしっかりして、もう少し強めの注意、今まで緩めの注意だったと思いますので、少し強めの注意を行って指導をしていきたい、それが今の考えでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

次の議会でも質疑をさせていただきたいと思っております。そのときの状況をまた報告したいと思っております。ただ、世界が恋する海という座間味村、古座間味は本当に一番顔の部分です。ぜひ恥ずかしくないような状況にするように、事業者の方に本当に強く言うのか。それとも、もっと違う策を考えるのか、よく検討していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

11ページの寄附金、ふるさと納税のところですか。全協でも伺いましたが、さとふるをはじめ、様々なふるさと納税返礼品強化を行政のほうで行っています。ふるさと納税の目標金額を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

全員協議会でもお話しさせていただきましたが、基本的に令和8年度から令和13年度までの総合戦略の中では、まだ審議会までは通していないんですが、やはり村の作業部会等に関しては令和8年から13年かけて、ふるさと納税を1億円まで伸ばそうという考えは持っております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

21ページの土木費、先ほど宮平課長が辺地総合整備計画についての阿真線の落石対策事業で8,000万円、補正予算の約8割ぐらいをこれに使っていますが、住民説明会で反対もなく、早く進めてくれということで予算計上をしていると思うんですが、これは設計委託料ですので、この8,000万円で全部設計は終わるということですか。また大分長い距離で高さもありますので、年度内で設計が終わるのかどうか、お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

今予算を8,000万円計上しておりますが、これは8,000万円全て予算が通るといえるのか、補助金が今決まったわけではなくて、補助事業ですが我々は県のほうにヒアリングしたときに、今回の補正で設計は要求したほうがいいのかというアドバイスがございました。もしかしたら補正で8,000万円つくかもしれません。ですので、丸々の予算を要求してくださいというお話でしたので、今、村の予算にも8,000万円つけておりますが、実際は国の、今国会をやっておりますが、その補正予算の中に幾ら我々の阿真線の設計が組まれているかまだ決定はしておりませんので、その決定に応じて予算を執行しようと思っております。この8,000万円についてですが、測量が770万円、設計費が5,600万円、土質ボーリングが1,500万円、磁気探査船130万円、これで8,000万円の中で全て設計は終わるんですが、この距離がこうですし、いろんな検討をしないとイケません。護岸についてもいろんな検討、波の検討、護岸の高さの検討、歩道の構造の検討、落石の対策の検討、いろんな検討があるので、例えば今ついたとしても3月で終わることはないと思います。1回繰り越して来年の3月いっぱいぐらいまで使って設計する、もしやるとしても、そういう話になります。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

じゃあ年度の繰越しの可能性もあるということですが、これは設定が終わって、いざ工事着工となると、これは工事としては、いわゆる1回ですぐやるのか。1期工事、2期工事とか、そういう計画で分けてやって、これは令和8年度からそれが着工できるのかどうかをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

令和8年度で終わるというわけではありません。令和8年度はまず設計を行います。設計が終わった後に、その翌年は埋立て申請がございます。設計の形に合わせて海を埋めますので、その申請があります。岩礁破碎の漁協も関連してきますが、その許可とかそういうものも必要になってきます。そういうので多分1年かかる予定でございます。その後、またそれから工事に入ります。辺地債の計画で行けば、先ほどの計画があるんですが、予定は令和14年ぐらいまでかかる、今7年ぐらいかかる計画をしているところでありまして。ただ、予算のつき方とか、我々の財政状況に余裕があったり、それによってはもっと縮めていきたい。できれば短いスパンで終わらせたいのが我々の希望ですが、昨今、予算がなかなかつきにくい、国の補助事業ですので、補助のつき具合に合わせて事業を行ってまいりますので、それに伴って工期は多少変わってくるかもしれません。早まるか縮まるかについては、補助事業の補助のつき次第というふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

ありがとうございます。大がかりな工事でありまして、産業事故のないように計画どおり進めていければと思いますので、以上で質疑を終わります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

20ページの商工費から全教でも伺いましたががんばる観光支援事業、県外PRですね。水族館のほうにパネル展を行うということで、この目標人数を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

大変申し訳ありません。目標人数は、今のところまだ設定はしてありません。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

同じくこのがんばる観光支援事業ですけれども、これは毎年神戸の水族館ということでやっているということでしたが、なぜ補正で今出てくるのか。最初から分かっていたら、一括交付金であれば当初予算で入るべきだったんじゃないかなと思うんですけれども、急に補正で入るというのはどういうあれですか、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この水族館での座間味村PR事業というのは、一括交付金の制度が始まった翌年ぐらいから始まったと記憶しております。過去にはしながわ水族館、それから大洗水族館、名古屋港水族館海、海の中道、これは福岡です。それから大阪、海遊館、そして名古屋港水族館、豊島水族園、須磨水族園というところでやってきております。それ以外には沖縄の美ら海です。ですが、コロナ禍で途絶えてしまいました。コロナ禍で途絶

えておりましたが、やっぱりこの水族館事業は結構いろいろなお客様からの反応がよくて、それを見て座間味にお越しいただいたというお客さんも過去に非常に多ございまして、この水族館というのは博物館と一緒にございまして。概要を説明させていただきますと、水族館にも博物館にも何々特別展といういろいろなイベントをするスペースがございまして、その空き期間を利用させていただいて、これまでで言いますと夏に冬の座間味村の魅力をPR、冬に夏の座間味村の魅力をPRということで、水族館にいらっしゃる方は家族連れ、カップル、学校単位、それから海が好き、動物が好き、それと例えばクジラが好きとか、いろいろ私たち座間味村に来ていただけるお客さん、ターゲットそのものの方々が来場されているということもありまして、これまで水族館事業を継続していた経緯がまずございまして。それがコロナ禍で途絶えたところございまして、やはり非常にニーズが高かったものですから、また再開をしようということで去年からいろいろな水族館にアプローチをさせていただきました。基本的にはこれまで実施をさせていただいた大洗水族館等をはじめ、いろいろな水族館にアプローチをしたところ、昨今の人手不足でなかなか対応ができないという回答がほとんどございまして、その中で今回は神戸にあるアトアという新しい水族館にターゲットを絞って、実は私と担当の島が全国行脚じゃないですけども、4水族館か5水族館を回りながら営業をさせていただいたんですが、アトアが唯一やってもいいと言ってくれました。このアトア水族館というのは、初めて今度企画をさせていただく予定になっております。まだ契約しておりませんので予定になっておりますが、そこはもともと須磨水族園で頑張っていたスタッフの皆さんが結構その水族館にいらっやっています、当時の水族館の館長である亀崎館長、これは大学の教授であります、その亀崎さんもアトアのことを推薦していただいたという経緯もありまして、今アトアとの契約に向ける前に予算化をするということでございまして。ということで今年営業した結果、アトア水族館が手を挙げていただきましたので、今年に入って県や国に対しての国庫要望、一括交付金の要望を年度が始まってからの要望になったので、ある程度の詳細が決まりましたことから今回の補正で上げさせていただいたということでございまして。ちなみに次年度以降につきましては、新年度予算でどうにか予算計上できないかということで、今財務と観光担当課で新年度予算編成に当たっては同じような仕事をさせていただいておりますので、財務との、いわゆる総務課との調整がつけば、新年度に関しましては当初予算で計上がされるものと認識をしているところでございまして。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

同じ商工費の下のほうです。全協でもお話ししました座間味村トイレ等提供事業所整備事業なんですけれども、トイレを使っていいよと提供してくれる方がいるということで、とてもありがたい話だと思います。ただ、やはり備品、トイレトペーパーだとか洗剤だとか、清掃に係る人件費含め、ぜひ議会でも議員のほうからそういう指摘もあったのでということでこの主の方と話して、今後トラブルがないようにしっかりと契約を結ぶなり、書面に残すなり、しっかりとさせていただきたいと思います。全協でも話しましたが、あえてここで議事録に残させるために発言しております。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

西田議員からありますトイレの件なんです、個人の方から本来は委託して借り受ける予定であったんですが、個人の方から無償提供という話がありましたので、今回マイナス補正予算を計上させていただいております。ただ、私たちもそう思って予算を組んでおりましたが、今議員からありますように消耗品、あと年々外国人も増えて、お客さんも増えていきますので、やはり汚して使う方とかも出てくるかとは思っています。

で、そこら辺は再度この個人の方と協議をして、今後どのようにしていくかというのは話をさせていただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

よろしく申し上げます。23ページの教育費、2目の事務局費についてちょっと伺います。2目の事務局費で一般財源から228万5,000円がありますが、その右の説明でほとんどがマイナスになっている中、プラスのものを計算しても会計年度任用職員の報酬と手当と、あと共済費、合計で11万5,000円なんです。228万5,000円から11万5,000円を引いた残りの217万円は、どこに充てられているのか教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

この一般財源の228万5,000円は国庫金、国・県の支出金のほうがマイナスで355万7,000円ということになっております。その組替えて当初の、この右側のものを足すというものではなくて、当初との比較のほうになっておりますので、そういった形になっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

すみません、戻りまして12ページの総務管理費で旅費、特別職28万7,000円、交際費15万5,000円、この内訳をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

全協でもお話しさせていただきましたが、村長の県外の出張が増えると予想されるため増額としております。また、交際費に関しても、全協でもお話しさせていただきました離島の町村長議長会等の対応がありましたので、そこで増額させていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

17ページの児童福祉費で2目の児童措置費がありますけれども、この説明がないんですけれども、これについてお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

財源振替で、このような数字が出ております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

19ページの清掃費のクリーンセンター修繕費107万4,000円が出ていますが、これはどこのクリーンセンターですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

まず阿嘉と座間味、両クリーンセンターの給水管修繕が必要でしたので、取替えの費用となっております。あと阿嘉クリーンセンターのダンボールをふだん置いているところのシャッターが壊れてしまいまして、そちらの修繕と3か所になります。

○ 議長（宮平喜文）

よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 令和7年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第47号 令和7年度座間味村一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第48号 令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について議題にいたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第48号 令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第49号 令和7年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 令和7年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第49号 令和7年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第50号 令和7年度座間味村船舶事業会計補正予算（第3号）について議題にいたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 令和7年度座間味村船舶事業会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第50号 令和7年度座間味村船舶事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第51号 令和7年度座間味村簡易水道事業補正予算（第1号）について議題にします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

まず3ページのキャッシュフロー計算書をお願いします。1のずっと下に行くと小計とありますけれども、その1個上、未収金の増減額で、三角は増加ということで233万6,419円未収金の金額が、これは令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなっていますが、年度がそろそろ終わりますが、どう回収するのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

今、村で水道料金の回収については基準がありまして、一月目から督促、1か月払わなければ催告、2か月で終わらなければ要は給水を停止しますよという通知を行って、それに伴って来ていただいて分納でも、少しでも払っていただけるというものに同意した方々は給水の停止はしないようにということで努めておりますが、今現在その部分の通知がなかなかできていない部分が、水道料金の回収の部分の要は協議とかそういうのができていない、全てにおいて私たちが後手に回っている部分がありまして、そこは1回会議をして集中的に取るように言って、給水停止の話合いをするようにということで担当者には今話をしているところです。年度末に向けて、その辺はしっかり我々産業振興課で皆さんに公平に支払っていただけるように努めていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。5ページの令和7年度補正予算、予定貸借対照表の2の流動資産で現金預金と未収金がありますが、その下の未収金貸倒引当金が305万5,000円とあるんですけども、これはこういうふうに長年にわたって回収し切れなかった金額をどんどんここで計上していくというのに充てる金額という認識でよろしいでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

今までに滞納している額の中で不納欠損になり得る額、ですから時効が経過している、時効は5年ですか、5年以上取れていない金額になると思います。はっきり私が今返事ができないのがちょっとあれなんです、そういう認識でおります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

貸借対照表とかを見ると、やはり資産で15億円ぐらいかな、そのうちの約14億円ぐらいが負債という形になります。かなり負債が大きい事業ではありますが、やはり水を使った分は払っていただく、しっかり回収する努力をお願いします。そうでないと、確かに企業局に今後移る予定ではありますが、しっかりと使ったものは払っていただく、回収できるよう、よろしく願いいたします。貸倒引当金に充てるのも、マイナスをずっと抱えるよりは実行というか、年度を決めて消していくという作業も必要ではありますが、だからといってそれで終わるのではなくて、しっかりとそれ以上に未払いがないよう回収の努力をよろしくをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

我々も当然使った水は、その料金は公平・公正に回収をする、それは我々の義務でございますので、それはしっかり今後回収できていない部分、過年度においても回収できていない分も含めて回収できるように努めていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 令和7年度座間味村簡易水道事業補正予算（第1号）について採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第51号 令和7年度座間味村簡易水道事業補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第52号 令和7年度座間味村下水道事業補正予算（第1号）について議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

まず1ページの第3条のほうにあります消費税及び地方消費税資本的収支調整額198万3,000円とありますが、これは3ページのキャッシュフロー計算書における2の3行目、他会計補助金による収入とあります。これは恐らく一般財源からだと思うんですけども、ここのほうに入ってきますか。それとも、聞きたい質疑は、この他会計補助金による収入3,818万1,819円、これは丸々一般財源からのお金になりますか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

## 再 開

### ○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮平 明産業振興課長。

### ○ 産業振興課長（宮平 明）

この他会計からの金額の収入3,800万円は、一般会計からの繰入れの金額となっております。

### ○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

### ○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。貸借対照表とかを見ても分かるんですけども、現金預金が4万7,185円しかないとか、下水道において恐らく黒字になることはないです。人口減少に伴って使用量も少なくなる上で、施設の維持とか経費はかかってきますのでプラスにはならないんですけども、ただ、内地で老朽化して下水管が破損してとかという事故もありますし、長く座間味村で座間味島、阿嘉・慶留間の下水施設を使う上では赤字はしょうがないんですけども、ただ、それを補填するために一般会計から数千万円というお金が入っているというのは、私は正々堂々住民の方には知ってもらってもいいと思います。一般財源からそうやって入れて施設運営をしていますよ、だから下水道というのは長く、長期的に使わないといけないと。その上でも、やはり長く使う上では食用油など、ちゃんとした処理の手順に従ってくださいと。そうじゃないと、ただでさえ赤字なのに、さらに下水が詰まったとかとなると、とんでもない莫大な費用がかかります。それでまた皆さんの使用料が増えるという懸念を、そういったお金の心配をしなくても済むように、日頃から広報等で油などの処理はちゃんと流さずにクリーンセンターに持ち込んでください、回収してくださいという形で下水道事業の赤字も含めて周知が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

### ○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

### ○ 産業振興課長（宮平 明）

全協でも西田議員がおっしゃっていた油に特化した洗剤でしたか、その辺も担当者には住民への広報等でのこういうの使用するようにとか、そういうものを検討するように指示を出しております。今言われたように長く下水道施設を使っていかなければ、ずっと永久に使う施設でありますので、いかに長寿命化していくか今後の我々の課題でもあります。座間味の下水道に関しては、長寿命化計画の中でストックマネジメント計画として、ずっと改修事業を進めてきております。慶留間と阿嘉の漁排・農排につきましては、そういう事業をやっていないく、機械で部分部分で修繕等を行ってきた経緯がありますが、長い目で見れば、今言われたように座間味島と同様、長寿命化の計画を立てて、そういう事業を採択して毎年計画的に全ての機器を改修していく。管路がもし老朽化しているのであれば、その改修等も行っていくという計画を立てていく必要があると思いますので、この漁廃・農廃の県の担当部署と相談して、そういう計画が早めに、我々が事業化できるように検討を進めていきたいと思っております。

### ○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 令和7年度座間味村下水道事業補正予算(第1号)について採決いたします。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第52号 令和7年度座間味村下水道事業補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 同意第1号について提出者の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

それではよろしく願いいたします。

同意第1号

座間味村教育委員会教育長の任命について

下記の者を座間味村教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	沖縄県島尻郡渡嘉敷村	■■■■■■■■■■
氏 名	西表 りか	
生年月日	■■■■■■■■■■	

令和7年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

令和8年3月31日をもって任期満了となる教育長について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に基づき任命する必要がある。

これが、本同意案を提案する理由である。

なお、お手元にお配りしている履歴書がございますので、詳細につきましては各議員のほうで御確認をいただきたいと思います。以上でございます。

○ 議長(宮平喜文)

これで同意案件の説明を終わります。

日程第20. 同意第1号 座間味村教育委員会教育長の任命について同意を求める件を議題といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

すみません、個人情報だから聞いていのかちょっと分からないんですけども、この方は家族がいらっしやるんですか。あと住む場所、もし座間味に来られるとしたら、どこになるのかなというのちょっと。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

詳細につきましては同意がいただけないことには、実は村在住じゃないということだけは報告をさせていただきます。現在はですね。ですが、同意をいただいた暁にいろいろと住居のこと、あるいはその他詳細についても個人情報保護法に触れない程度での情報公開といいますか、提供はさせていただきたいと思います。以上でございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 座間味村教育委員会教育長の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって同意第1号 座間味村教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

これで本定例会の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和7年第4回座間味村議会定例会を閉会いたします。

閉 会（午後4時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 喜 文

署名議員 又 吉 文 江

署名議員 西 田 吉之介